

I. 普通会計決算状況

1. 平成25年度普通会計決算の概要

(1) 収支の状況

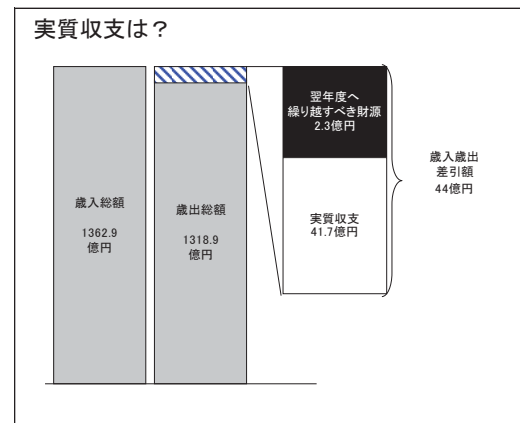
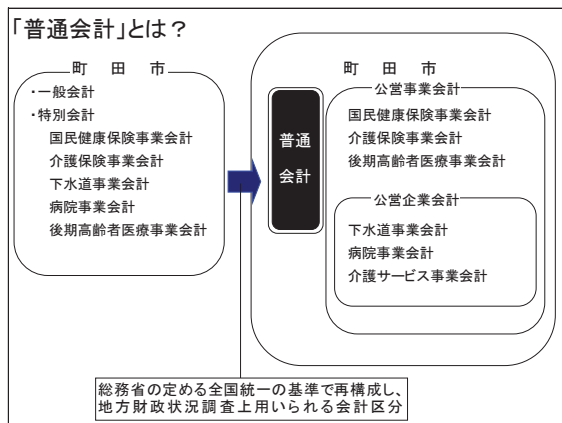
平成25年度の歳入総額は1,362億9千万円で、前年度と比較すると32億9千万円(2.4%)の減少となりました。また、歳出総額は1,318億9千万円で、前年度と比較すると30億6千万円(2.3%)の減少となりました。(歳入、歳出の決算の状況については、それぞれ「2. 歳入(2ページ)」、「3. 歳出(6ページ)」をご覧ください。)

歳入歳出差引額は44億1千万円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は41億7千万円となりました。

<決算収支の状況>

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 歳入総額 A | 131,220 | 136,197 | 149,045 | 139,585 | 136,293 |
| 歳出総額 B | 126,628 | 132,713 | 145,038 | 134,952 | 131,887 |
| 歳入歳出差引額 A - B = C | 4,592 | 3,484 | 4,007 | 4,633 | 4,406 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 594 | 514 | 286 | 461 | 235 |
| 実質収支 C - D = E | 3,998 | 2,970 | 3,721 | 4,172 | 4,170 |
| 単年度収支 E - 前年度 E = F | 1,420 | △ 1,028 | 751 | 451 | △ 2 |
| 積立金 G | 3,919 | 6,242 | 5,135 | 3,411 | 3,516 |
| 繰上償還額 H | 319 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 積立金取崩額 I | 3,807 | 5,568 | 5,200 | 3,756 | 3,797 |
| 実質単年度収支 F + G + H - I = J | 1,851 | △ 354 | 686 | 106 | △ 283 |



2. 歳入

(1) 平成 25 年度歳入の状況

平成 25 年度の歳入の決算額は 1,362 億 9 千万円で、平成 24 年度と比較すると 32 億 9 千万円の減少となりました。

地方税（市税）、繰越金、国庫支出金などが増加した一方、地方債（市債）、繰入金、財産収入などが減少したことにより、全体で 2.4%減少しました。

<歳入の内訳>

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 比較 | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 地方税（市税） | 66,082 | 47.3% | 67,074 | 49.2% | 992 | 1.5% |
| 地方譲与税 | 757 | 0.6% | 715 | 0.5% | △ 42 | △ 5.5% |
| 利子割交付金 | 420 | 0.3% | 531 | 0.4% | 111 | 26.4% |
| 配当割交付金 | 212 | 0.2% | 361 | 0.3% | 149 | 70.3% |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 54 | 0.0% | 470 | 0.3% | 416 | 770.4% |
| 地方消費税交付金 | 4,175 | 3.0% | 4,139 | 3.0% | △ 36 | △ 0.9% |
| ゴルフ場利用税交付金 | 36 | 0.0% | 41 | 0.0% | 5 | 13.9% |
| 特別地方消費税交付金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 自動車取得税交付金 | 458 | 0.3% | 442 | 0.3% | △ 16 | △ 3.5% |
| 地方特例交付金 | 391 | 0.3% | 371 | 0.3% | △ 20 | △ 5.1% |
| 地方交付税 | 2,011 | 1.4% | 1,952 | 1.4% | △ 59 | △ 2.9% |
| 普通 | 1,834 | 1.3% | 1,796 | 1.3% | △ 38 | 0.0% |
| 特別 | 177 | 0.1% | 156 | 0.1% | △ 21 | △ 11.9% |
| 交通安全対策特別交付金 | 65 | 0.1% | 62 | 0.1% | △ 3 | △ 4.6% |
| 国有提供施設交付金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 小 計 | 74,661 | 53.5% | 76,158 | 55.8% | 1,497 | 2.0% |
| 分担金・負担金 | 1,051 | 0.7% | 1,133 | 0.8% | 82 | 7.8% |
| 使用料 | 1,075 | 0.8% | 1,061 | 0.8% | △ 14 | △ 1.3% |
| 手数料 | 1,777 | 1.3% | 1,797 | 1.3% | 20 | 1.1% |
| 国庫支出金 | 21,945 | 15.7% | 22,477 | 16.5% | 532 | 2.4% |
| 都支出金 | 17,705 | 12.7% | 17,510 | 12.9% | △ 195 | △ 1.1% |
| 財産収入 | 667 | 0.5% | 405 | 0.3% | △ 262 | △ 39.3% |
| 寄附金 | 20 | 0.0% | 12 | 0.0% | △ 8 | △ 40.0% |
| 繰入金 | 6,114 | 4.4% | 5,205 | 3.8% | △ 909 | △ 14.9% |
| 繰越金 | 4,007 | 2.9% | 4,633 | 3.4% | 626 | 15.6% |
| 諸収入 | 1,395 | 1.0% | 1,157 | 0.9% | △ 238 | △ 17.1% |
| 地方債（市債） | 9,168 | 6.5% | 4,745 | 3.5% | △ 4,423 | △ 48.2% |
| うち減収補てん債特例分 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| うち臨時財政対策債 | 3,500 | 2.5% | 3,400 | 2.5% | △ 100 | △ 2.9% |
| 合 計 | 139,585 | 100.0% | 136,293 | 100.0% | △ 3,292 | △ 2.4% |

平成25年度歳入の特徴

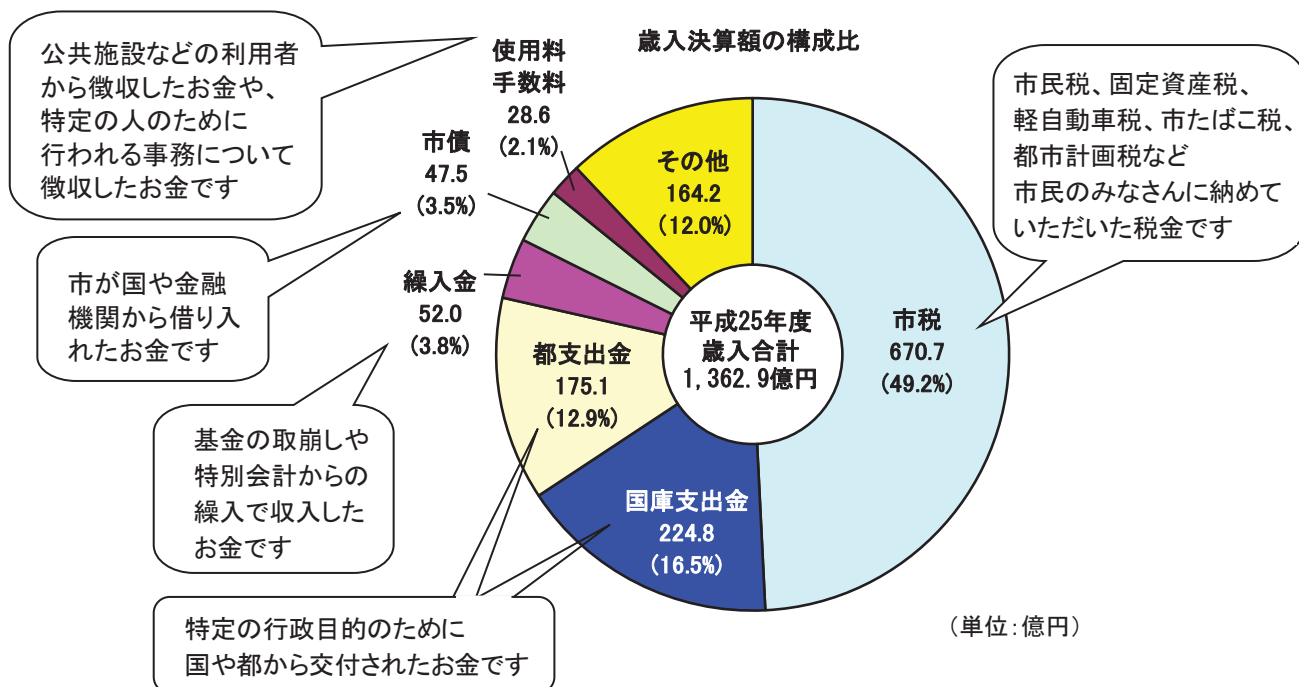
増加した主なもの

| | |
|-------------|---------|
| 地方税(市税) | +9.9 億円 |
| 繰越金 | +6.3 億円 |
| 国庫支出金 | +5.3 億円 |
| 株式等譲与所得割交付金 | +4.2 億円 |

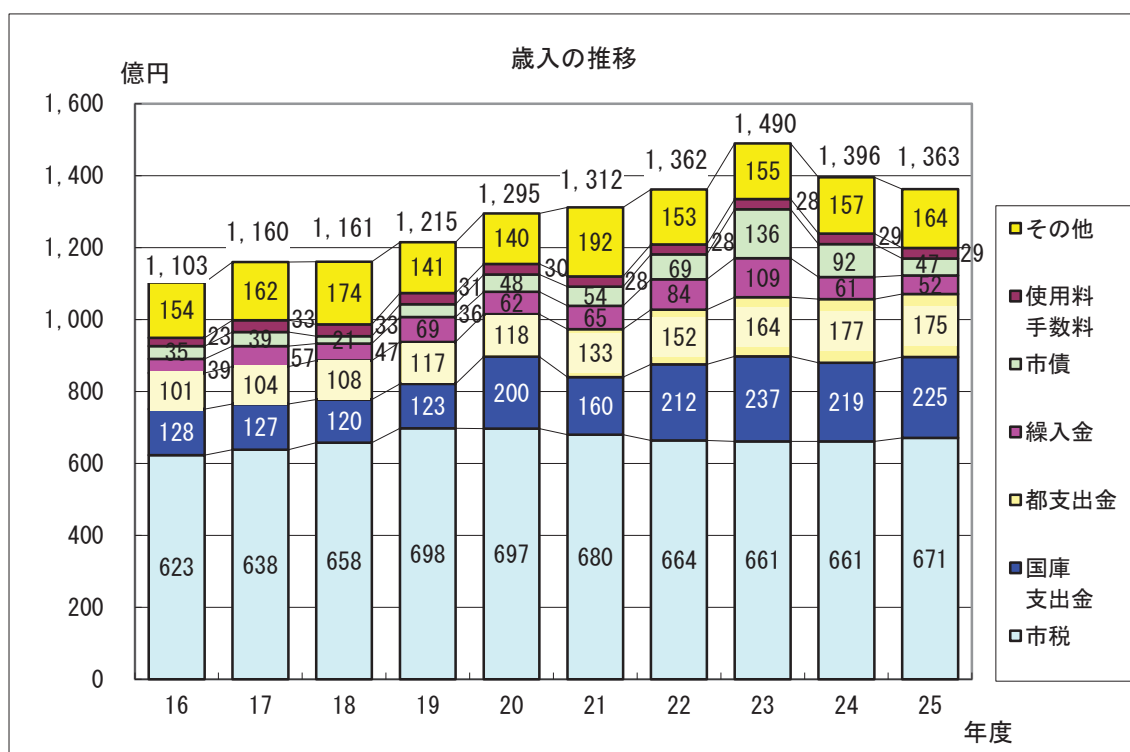
減少した主なもの

| | |
|---------|----------|
| 地方債(市債) | △44.2 億円 |
| 繰入金 | △9.1 億円 |
| 財産収入 | △2.6 億円 |
| 諸収入 | △2.4 億円 |

市の歳入は、市税など使途が決まっていないお金（一般財源）と、国や都からの補助金、市債など、使い道が最初から特定されているお金（特定財源）で構成されています。市税など一般財源の割合が高いほど自由に使えるお金が多く、多岐にわたる行政需要に対応していくことができます。

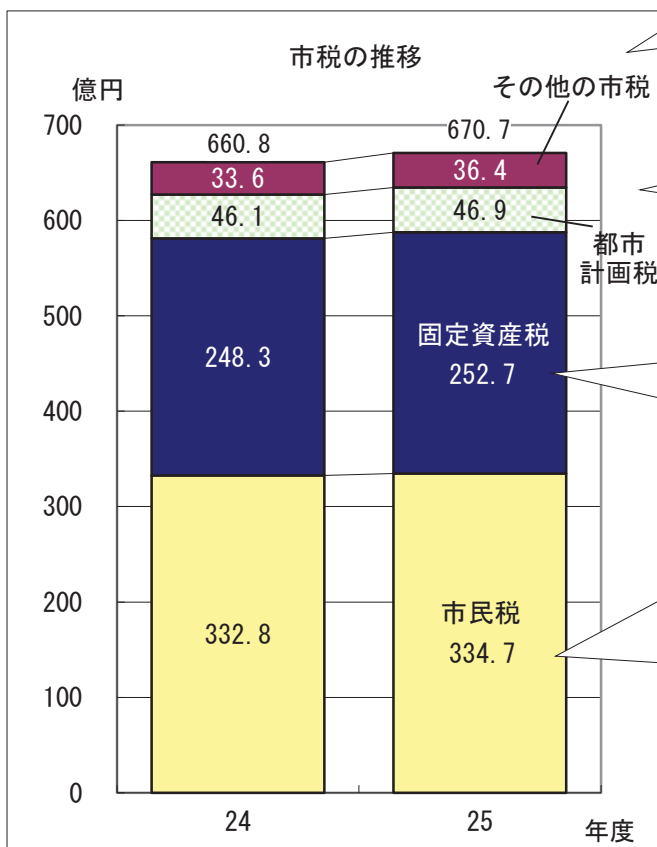
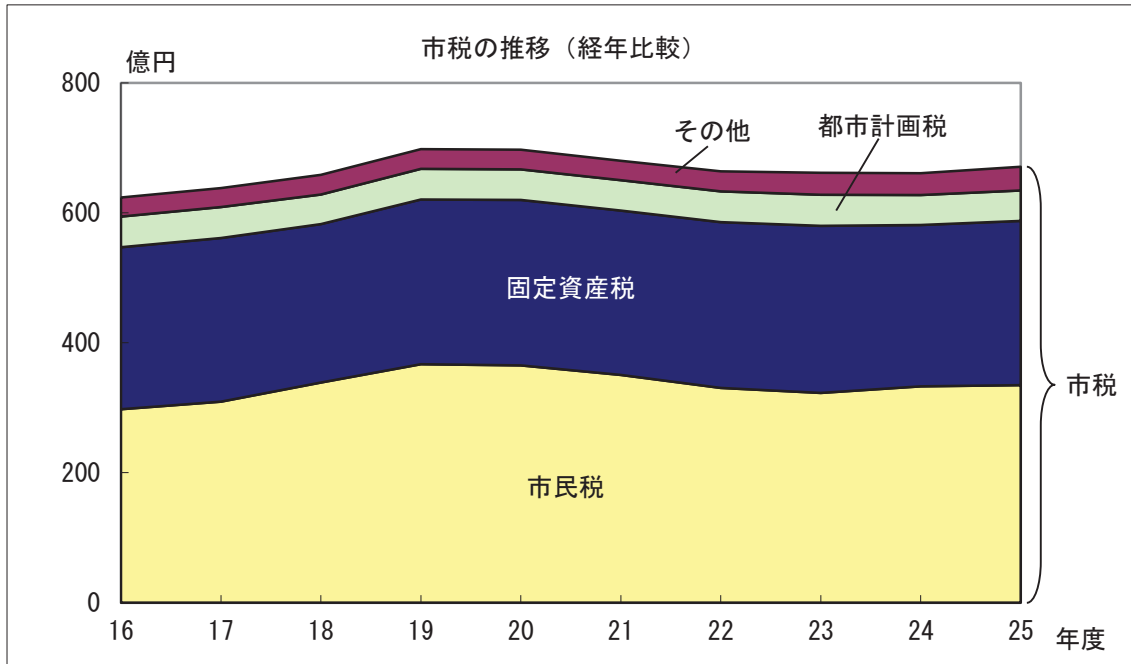


※「その他」には、地方譲与税や地方消費税交付金をはじめとする各種交付金、平成24年度決算での繰越金、財産収入などが含まれます



①市税

平成 25 年度の市税の決算額は 670 億 7 千万円で、前年度と比較すると 9 億 9 千万円増加しました。これは、固定資産税が 4 億 4 千万円、市たばこ税が 2 億 6 千万円、個人市民税が 2 億円、都市計画税が 7 千万円増加したことによります。



その他の市税の主なもの

| | |
|-------|-------------------|
| 市たばこ税 | 24.9 億円 (+2.6 億円) |
| 事業所税 | 8.5 億円 (+0.2 億円) |

都市計画税の内訳

| | |
|----|-------------------|
| 土地 | 28.8 億円 (+0.1 億円) |
| 家屋 | 18.1 億円 (+0.6 億円) |

固定資産税の主なもの

| | |
|------|--------------------|
| 土地 | 116.5 億円 (+0.3 億円) |
| 家屋 | 103.1 億円 (+3.3 億円) |
| 償却資産 | 27.1 億円 (+0.9 億円) |

市民税の内訳

| | |
|-------|--------------------|
| 個人市民税 | |
| 均等割 | 6.0 億円 (+0.1 億円) |
| 所得割 | 292.5 億円 (+1.9 億円) |
| 法人市民税 | |
| 均等割 | 10.6 億円 (+0.1 億円) |
| 法人税割 | 25.6 億円 (△0.3 億円) |

②国庫支出金

平成 25 年度の国庫支出金の決算額は 224 億 8 千万円で、前年度と比較すると 5 億 3 千万円増加しました。これは、児童手当負担金が 1 億 7 千万円減少した一方で、地域の元気臨時交付金が 7 億円、生活保護費負担金が 1 億 7 千万円増加したことによります。

③都支出金

平成 25 年度の都支出金の決算額は 175 億 1 千万円で、前年度と比較すると 2 億円減少しました。これは、選挙費委託金が 1 億 8 千万円増加した一方で、学校施設整備費補助が 4 億円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が 1 億 8 千万円減少したことによります。

④繰入金

平成 25 年度の繰入金の決算額は 52 億円で、前年度と比較すると 9 億 1 千万円減少しました。これは、退職手当基金繰入金が 3 億円増加した一方で、公共施設整備等基金繰入金が 13 億 7 千万円減少したことによります。

⑤市債

平成 25 年度の市債の決算額は 47 億 5 千万円で、前年度と比較すると 44 億 2 千万円減少しました。これは、都市計画事業債が 21 億 2 千万円、鶴川駅前公共施設整備事業債が 10 億 7 千万円、学校施設整備事業債が 9 億 2 千万円減少したことによります。

⑥使用料・手数料

平成 25 年度の使用料・手数料の決算額は 28 億 6 千万円で、前年度と比較すると 1 千万円増加しました。これは、学童保育クラブ育成料が 1 千万円減少した一方で、廃棄物処理手数料が 1 千万円、戸籍・住民票・印鑑証明手数料が 1 千万円増加したことによります。

⑦地方交付税

平成 25 年度の地方交付税の決算額は 19 億 5 千万円で、前年度と比較すると 6 千万円減少しました。これは、普通交付税が 4 千万円、特別交付税が 2 千万円減少したことによります。

3. 歳出

(1) 目的別分類による歳出の状況

①総括

平成 25 年度の歳出決算額は 1,318 億 9 千万円で、前年度と比較すると 30 億 6 千万円減少しました。

自治体の行政施策の動向や部門別、事業別にどのように経費が投入されているかを知るために、経費をその行政目的に応じて分類することを「目的別分類」といいます。目的別分類による歳出の内訳は以下のとおりです。

<目的別歳出の内訳>

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 比較 | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 議 会 費 | 702 | 0.5% | 641 | 0.5% | △ 61 | △ 8.7% |
| 総 務 費 | 17,454 | 12.9% | 16,360 | 12.4% | △ 1,094 | △ 6.3% |
| 民 生 費 | 61,228 | 45.4% | 64,744 | 49.1% | 3,516 | 5.7% |
| 衛 生 費 | 12,415 | 9.2% | 12,414 | 9.4% | △ 1 | △ 0.0% |
| 労 働 費 | 431 | 0.3% | 408 | 0.3% | △ 23 | △ 5.3% |
| 農 林 水 産 業 費 | 298 | 0.2% | 301 | 0.2% | 3 | 1.0% |
| 商 工 費 | 809 | 0.6% | 892 | 0.7% | 83 | 10.3% |
| 土 木 費 | 10,977 | 8.1% | 9,867 | 7.5% | △ 1,110 | △ 10.1% |
| 消 防 費 | 4,927 | 3.7% | 5,030 | 3.8% | 103 | 2.1% |
| 教 育 費 | 19,689 | 14.6% | 15,267 | 11.6% | △ 4,422 | △ 22.5% |
| 災 害 復 旧 費 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 公 債 費 | 6,004 | 4.5% | 5,935 | 4.5% | △ 69 | △ 1.1% |
| 諸 支 出 金 | 18 | 0.0% | 28 | 0.0% | 10 | 55.6% |
| 前年度繰上充用金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 合 計 | 134,952 | 100.0% | 131,887 | 100.0% | △ 3,065 | △ 2.3% |

| | |
|--------------|-------------|
| 増加した主なもの | 減少した主なもの |
| 民生費 + 35.2億円 | 教育費 △44.2億円 |
| 消防費 + 1億円 | 土木費 △11.1億円 |

【目的別分類と性質別分類】(性質別分類については、13 ページ以降参照)

歳出の捉え方として、「目的別分類」の他に「性質別分類」があります。これは、経費をその経済的性質を基準として分類する方法です。「性質別分類」の例は、以下の通りです。

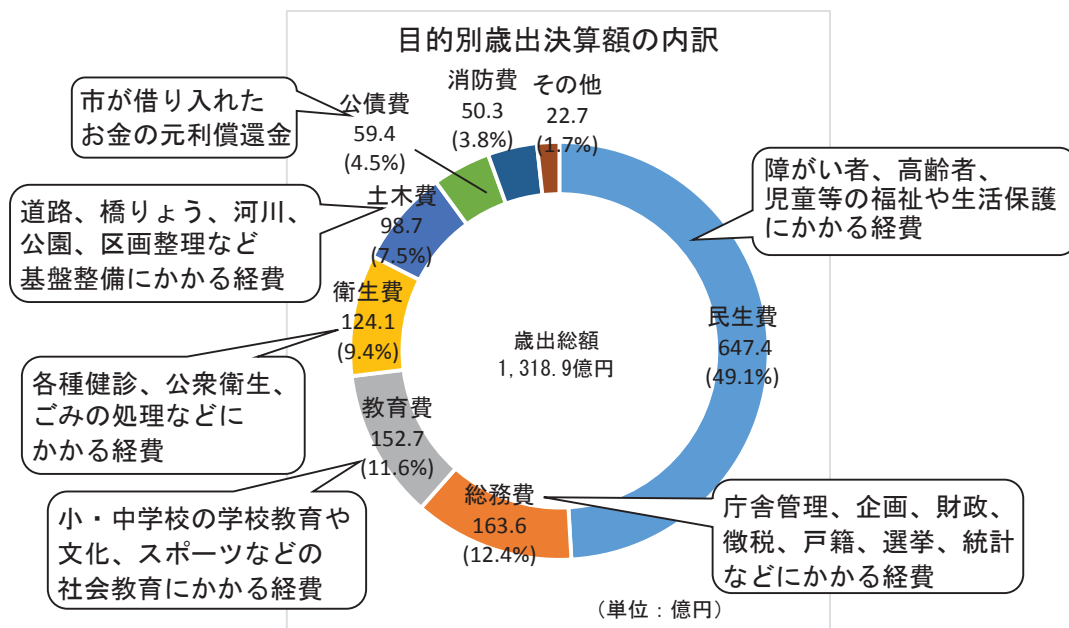
人件費・・・職員給与や諸手当、議員や委員等の報酬など

扶助費・・・生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法などにに基づき、対象者に対して支出する経費、及び市が単独で行っている各種扶助の経費

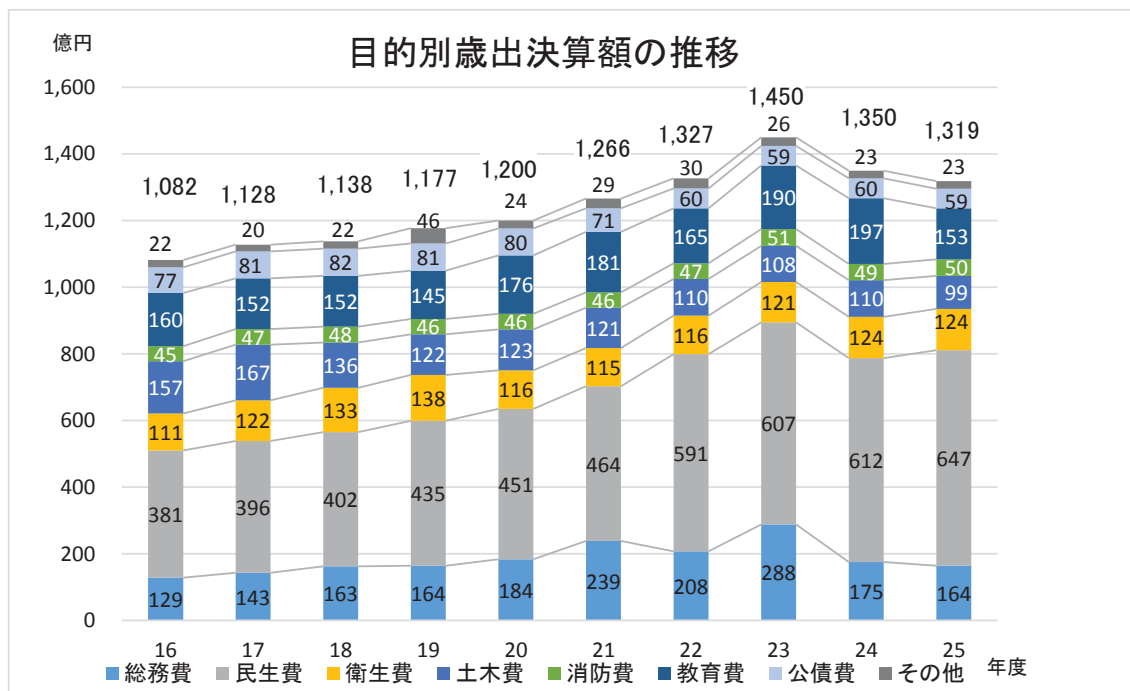
普通建設事業費・・・公共施設の新増設等の建設事業にかかる経費

物件費・・・委託料、臨時職員賃金、備品購入費など

補助費等・・・他団体への補助金や、報償費、保険料など

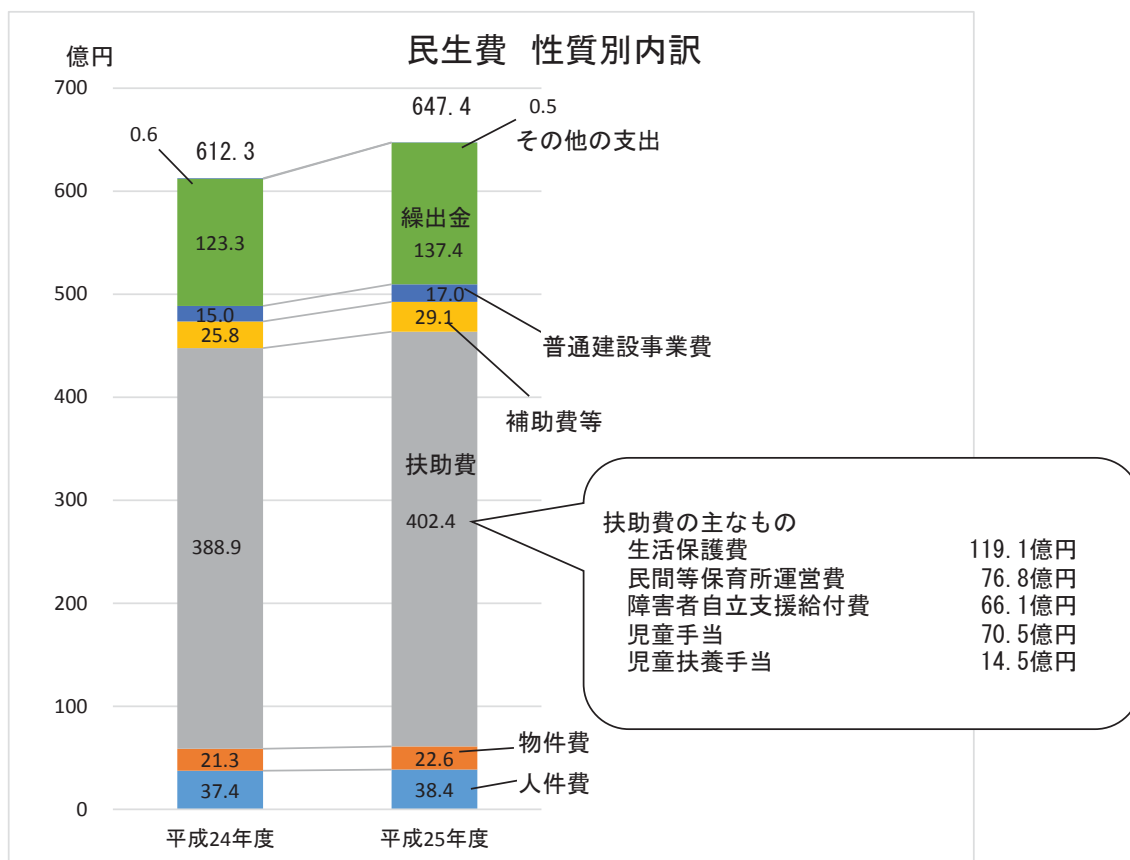


目的別に見た決算額では、民生費が647億4千万円で全体の49.1%を占めています。平成9年度までは土木費が歳出構成比の第1位でしたが、平成10年度以降は厳しい経済情勢、社会情勢を受け生活保護等の福祉施策にかかる経費が増加したほか、近年では少子高齢化への対策による経費の増加もあり、民生費が年々増加し続けています。また、平成24年度は町田市立陸上競技場の整備のために教育費が増加しましたが、平成25年度は、整備終了に伴い減少に転じました。



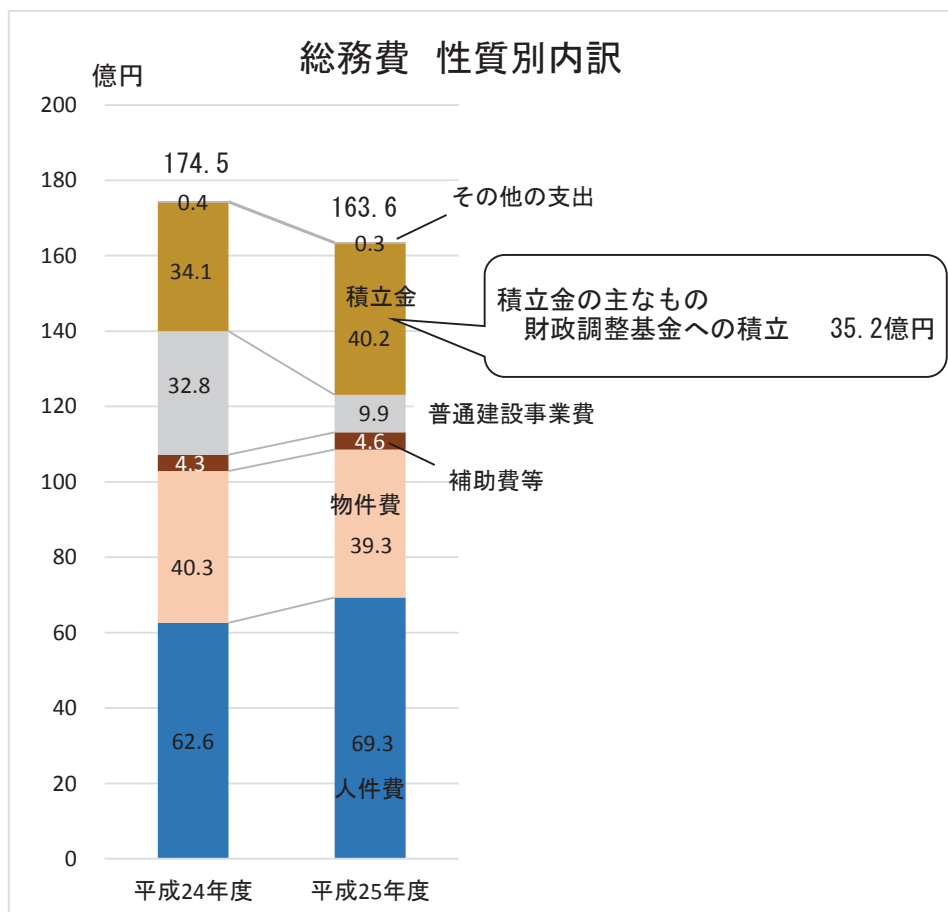
②民生費 ー障がい者、高齢者、児童等の社会福祉や生活保護にかかる経費ー

平成 25 年度の民生費の決算額は 647 億 4 千万円で、前年度と比較して 35 億 1 千万円増加しました。これは、生活保護費や民間等保育所運営費、障害者自立支援給付費などの扶助費が 13 億 5 千万円増加したことなどによります。



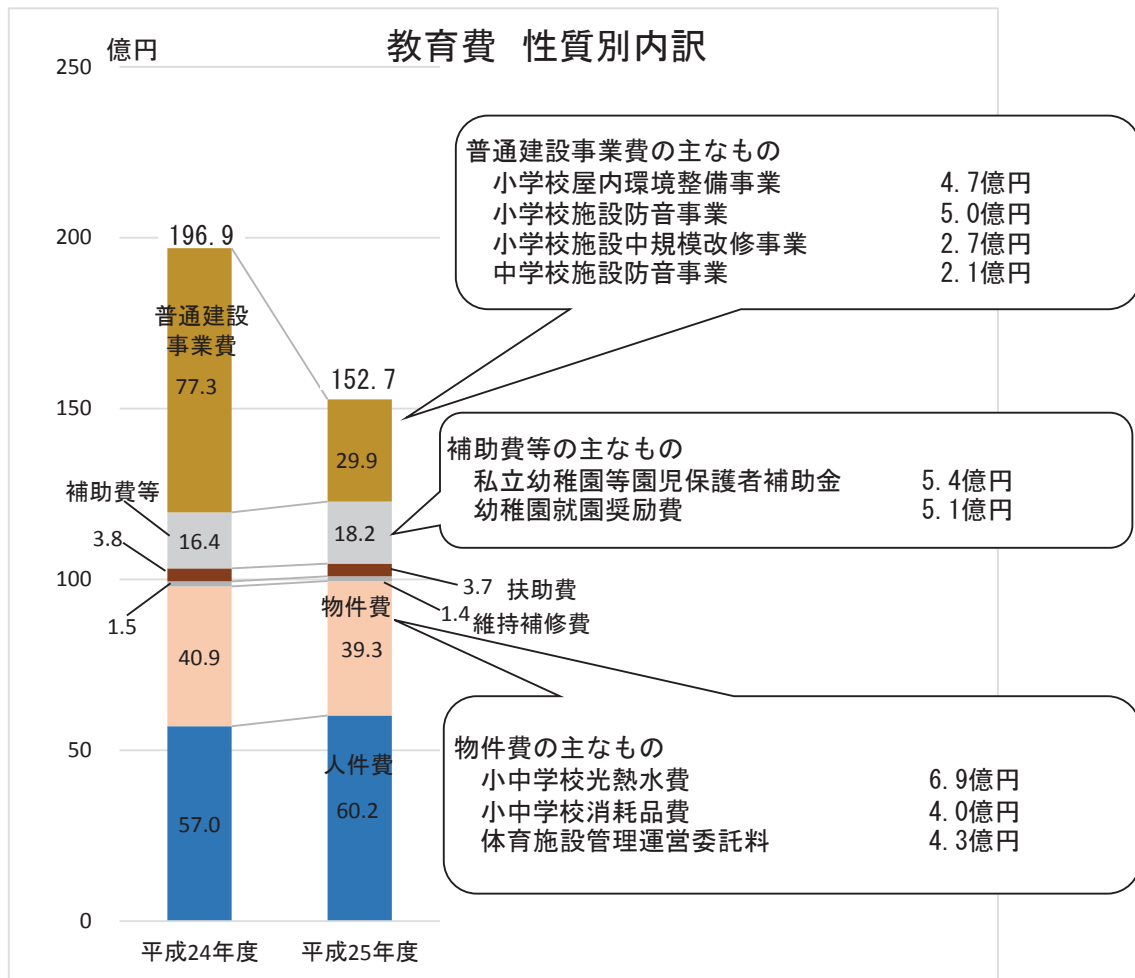
③総務費 ー庁舎管理、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計などにかかる経費ー

平成 25 年度の総務費の決算額は 163 億 6 千万円で、前年度と比較して 10 億 9 千万円減少しました。これは、鶴川緑の交流館整備事業の完了などにより、普通建設事業費が 22 億 9 千万円減少したことなどによります。



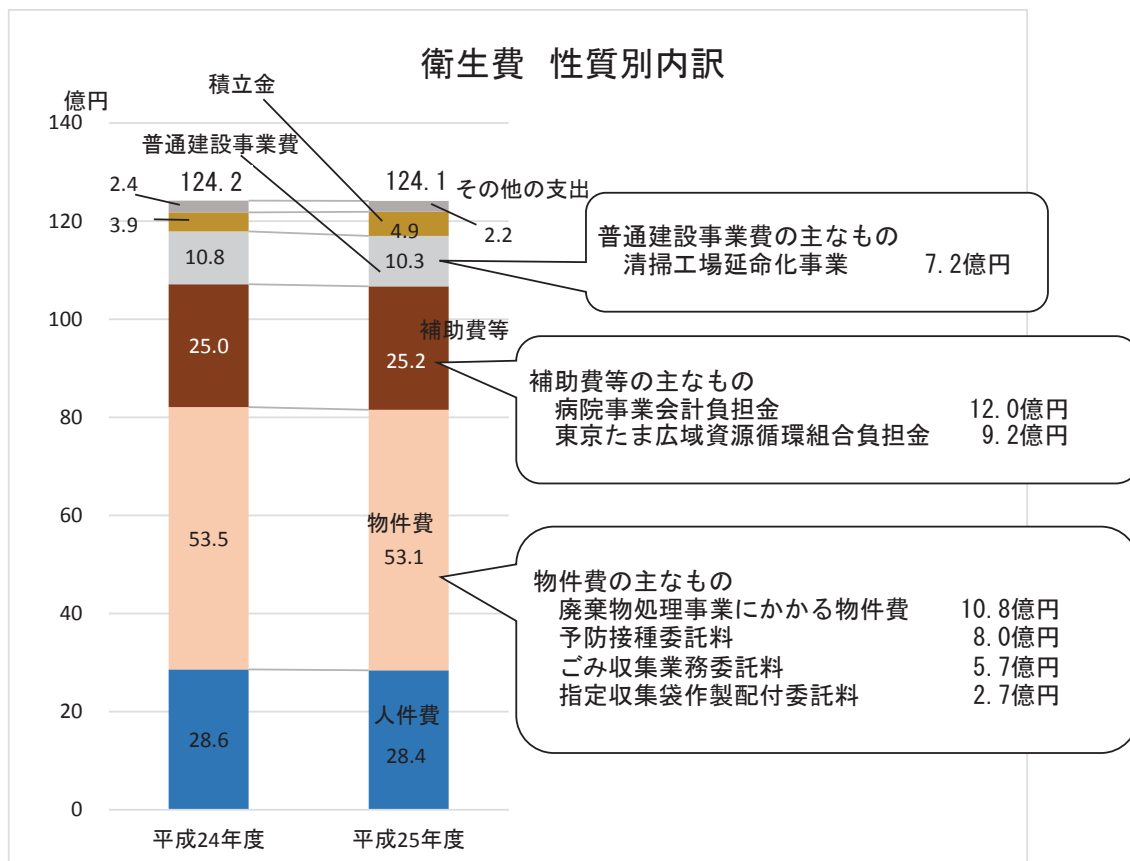
④教育費 —小・中学校の学校教育や文化スポーツなどの社会教育にかかる経費—

平成 25 年度の教育費の決算額は 152 億 7 千万円で、前年度と比較して 44 億 2 千万円減少しました。これは、町田市立陸上競技場整備事業の完了などにより、普通建設事業費が 47 億 4 千万円減少したことなどによります。



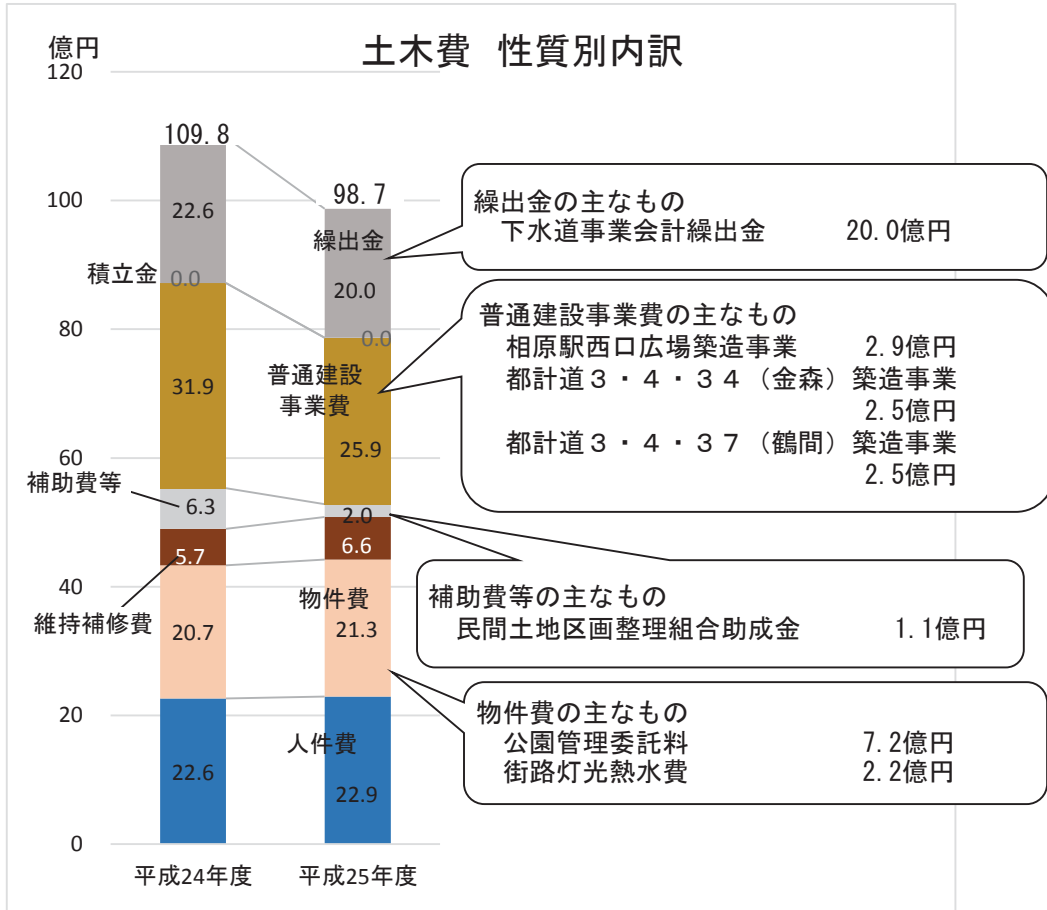
⑤衛生費 ー各種健診、公衆衛生、ごみの処理などにかかる経費ー

平成 25 年度の衛生費の決算額は 124 億 1 千万円で、前年度と比較して 1 千万円減少しました。これは清掃工場延命化事業などにより、普通建設事業費が 5 千万円減少したことなどによります。



⑥土木費 ー道路、橋りょう、河川、公園、区画整理など基盤整備にかかる経費ー

平成 25 年度の土木費の決算額は 98 億 7 千万円で、前年度と比較して 11 億 1 千万円減少しました。これは、下水道事業会計の繰出金の減などにより、繰出金が 2 億 6 千万円減少したことなどによります。



(2) 性質別分類による歳出の状況

①総括

「性質別分類」とは、経費をその経済的性質を基準として、人件費、扶助費、普通建設事業費、物件費、補助費等などに分類することですが、さらに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分けて捉えることで、財政の健全性、弾力性を計ることができます。性質別分類による歳出の内訳は以下のとおりです。

<性質別歳出の内訳>

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 比較 | | |
|--------|----------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 | |
| 義務的経費 | 人件費 | 21,818 | 16.2% | 22,909 | 17.4% | 1,091 | 5.0% |
| | うち職員給 | 14,253 | 10.6% | 14,532 | 11.0% | 279 | 2.0% |
| | 扶助費 | 39,426 | 29.2% | 40,758 | 30.9% | 1,332 | 3.4% |
| | 公債費 | 6,004 | 4.5% | 5,935 | 4.5% | △ 69 | △ 1.1% |
| | 元利償還金 | 6,004 | 4.5% | 5,935 | 4.5% | △ 69 | △ 1.1% |
| | 一時借入金利子 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 小計 | 67,248 | 49.9% | 69,601 | 52.8% | 2,353 | 3.5% | |
| 投資的経費 | 普通建設事業費 | 17,131 | 12.7% | 9,983 | 7.6% | △ 7,148 | △ 41.7% |
| | 補助 | 3,967 | 2.9% | 3,548 | 2.7% | △ 419 | △ 10.6% |
| | 単独 | 13,152 | 9.8% | 6,394 | 4.9% | △ 6,758 | △ 51.4% |
| | その他 | 12 | 0.0% | 42 | 0.0% | 30 | 250.0% |
| | 災害復旧事業費 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 失業対策事業費 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 小計 | 17,131 | 12.7% | 9,983 | 7.6% | △ 7,148 | △ 41.7% | |
| | うち人件費 | 493 | 0.4% | 292 | 0.2% | △ 201 | △ 40.8% |
| その他の経費 | 物件費 | 18,470 | 13.7% | 18,381 | 14.0% | △ 89 | △ 0.5% |
| | 維持補修費 | 891 | 0.7% | 948 | 0.7% | 57 | 6.4% |
| | 補助費等 | 12,740 | 9.4% | 12,707 | 9.6% | △ 33 | △ 0.3% |
| | 積立金 | 3,830 | 2.8% | 4,515 | 3.4% | 685 | 17.9% |
| | 投資・出資・貸付 | 53 | 0.0% | 8 | 0.0% | △ 45 | △ 84.9% |
| | 繰出金 | 14,589 | 10.8% | 15,743 | 11.9% | 1,154 | 7.9% |
| | 前年度繰上充用金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 小計 | 50,573 | 37.4% | 52,302 | 39.6% | 1,729 | 3.4% | |
| 合計 | 134,952 | 100.0% | 131,887 | 100.0% | △ 3,065 | △ 2.3% | |

【義務的経費】

その性質上支出が義務づけられていて、任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費のことをいいます。これらの経費の割合が高くなると、他の経費に使う財源の余裕がなくなって財政構造が硬直化し、弾力性が失われます。

【投資的経費】

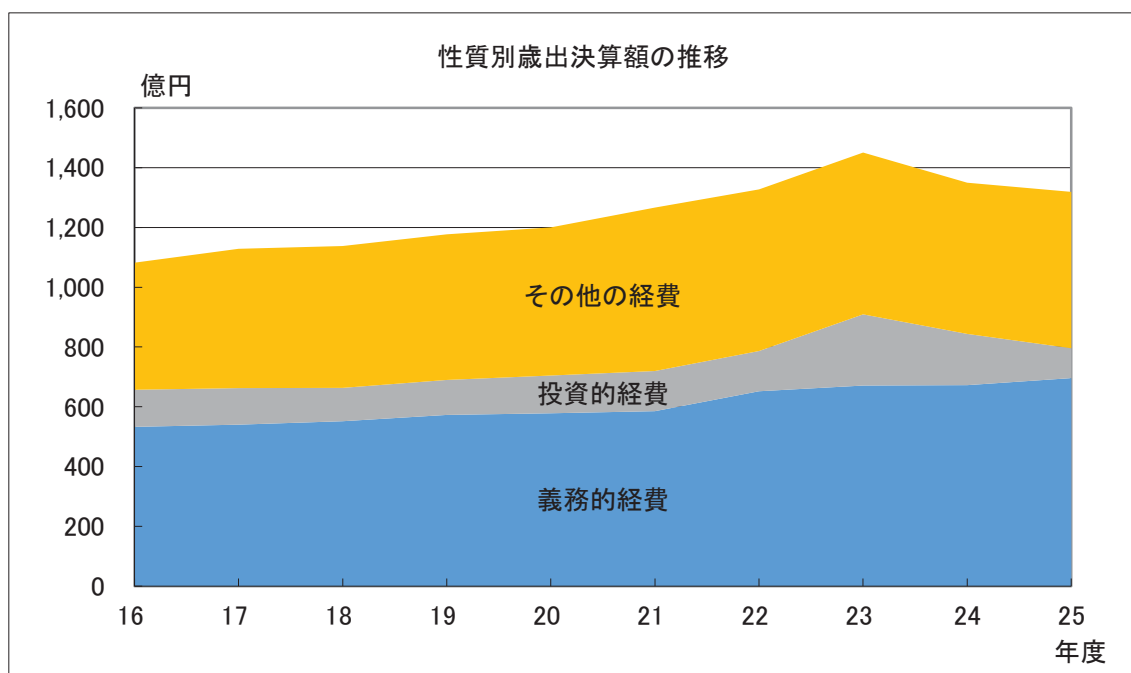
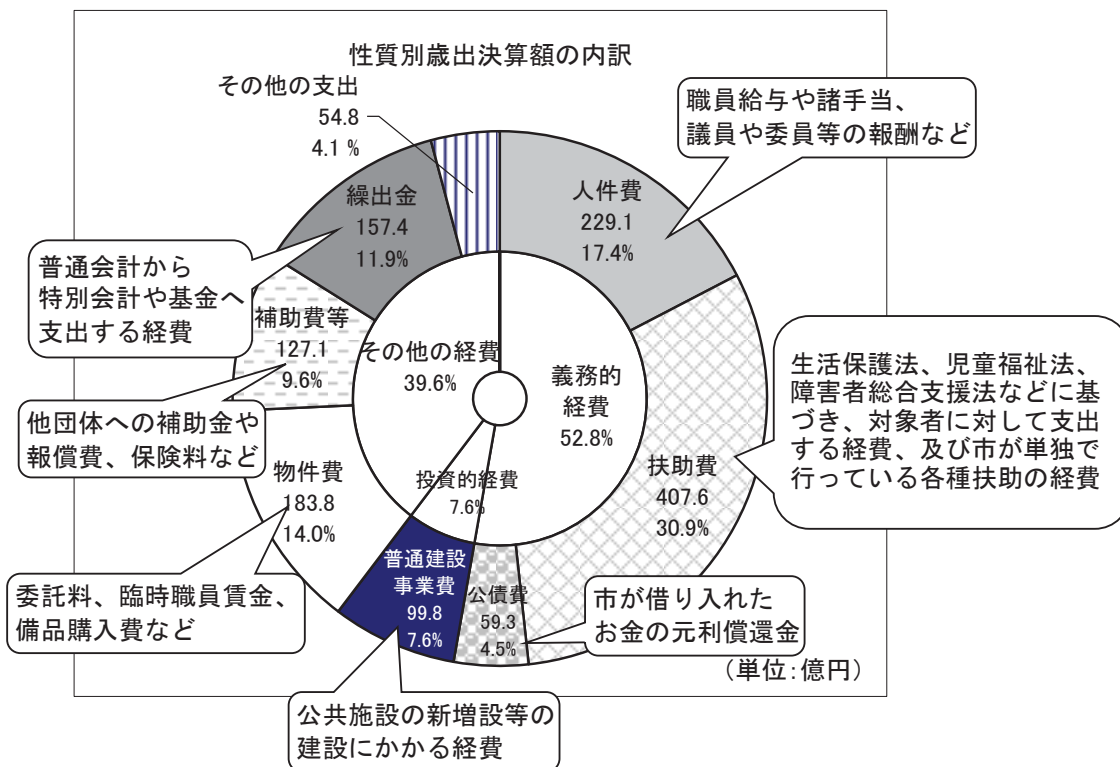
道路、公園、学校など公共施設の整備及び改築に使われる経費で、普通建設事業費や災害復旧事業費などのことをいいます。これらの経費はその支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来に向けて残るので、この投資によってどのような経済効果や市民に対する利便性を生むのかを十分に検討することが必要です。

【その他の経費】

義務的経費、投資的経費に含まれない全ての経費で、物件費、補助費等、積立金などがあります。

歳出の構成比としては「義務的経費」の割合が低く、「投資的経費」の割合が高いほど、財政構造は弾力性が豊かであり健全な財政であるといえます。

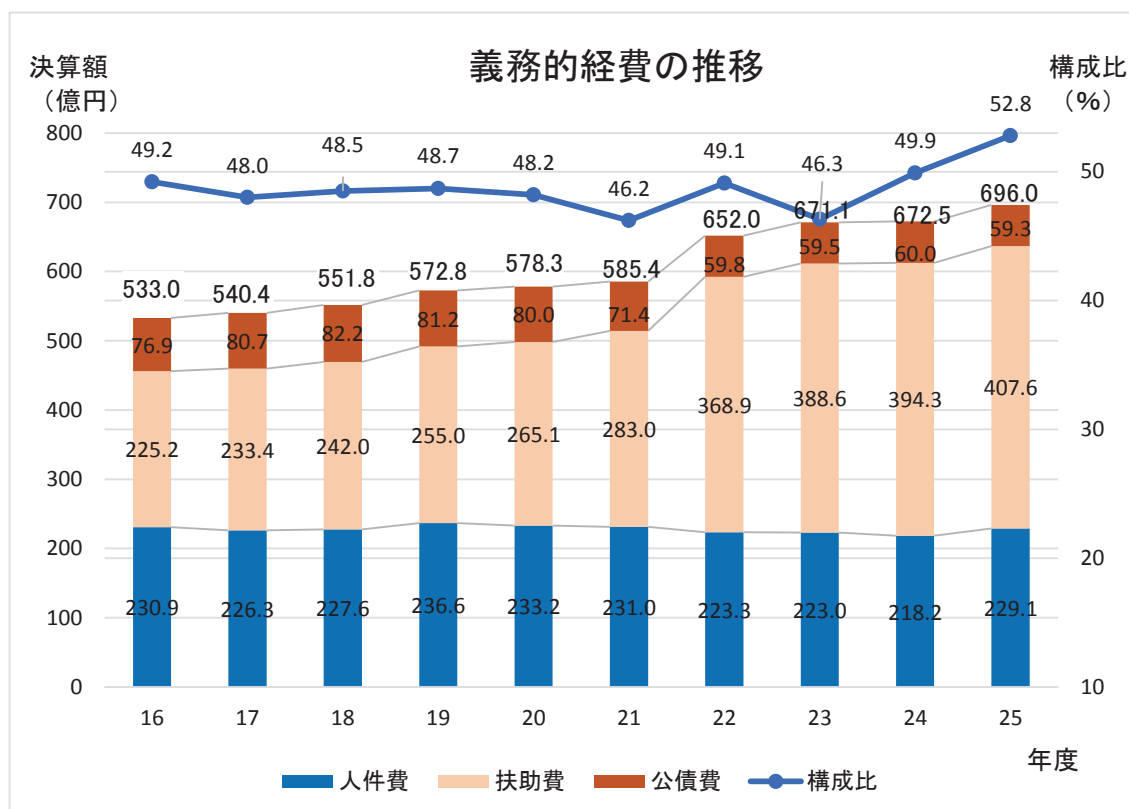
平成 25 年度では「義務的経費」が 696 億円で全体の 52.8%、「投資的経費」が 99 億 8 千万円で全体の 7.6%となりました。



②義務的経費

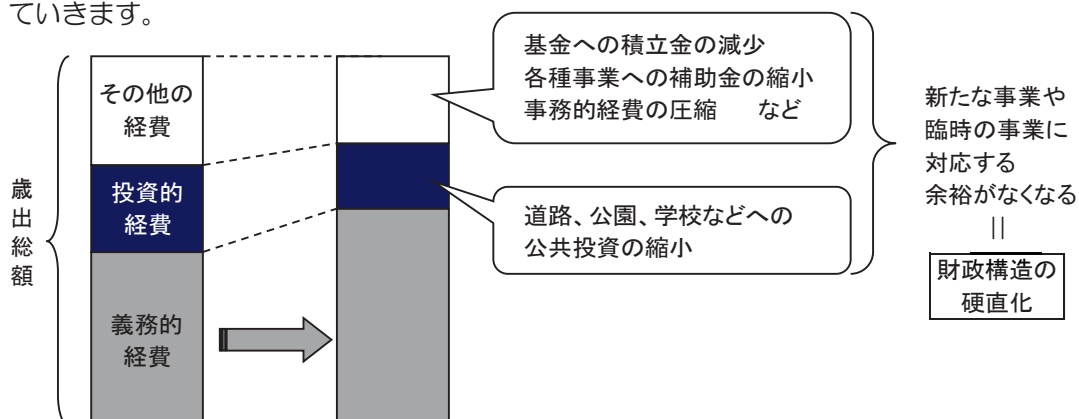
平成 25 年度の義務的経費の決算額は 696 億円で、前年度と比較して 23 億 5 千万円増加しました。また、義務的経費の歳出構成比は 52.8%となりました。

公債費は微減したものの、人件費、扶助費の増加が義務的経費を押し上げ、義務的経費全体としては増加傾向が続いています。



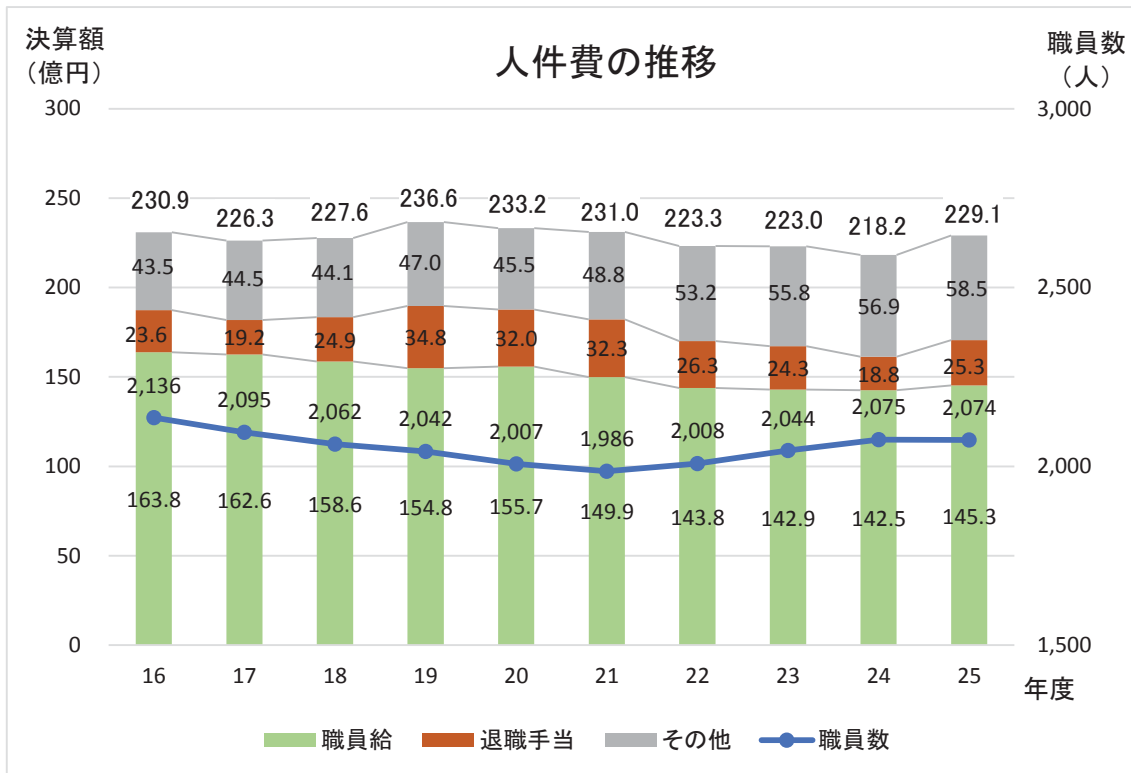
■義務的経費の増加が進むと…

歳出の増加に見合うだけの歳入の増加があった場合には、義務的経費の増加が財政に与える影響は抑制されますが、歳入の増加があまり見込めない状況で義務的経費が増加していくと、新しい財政需要や臨時的財政需要に対応する弾力性が失われ、財政構造が硬直化していきます。



a. 人件費

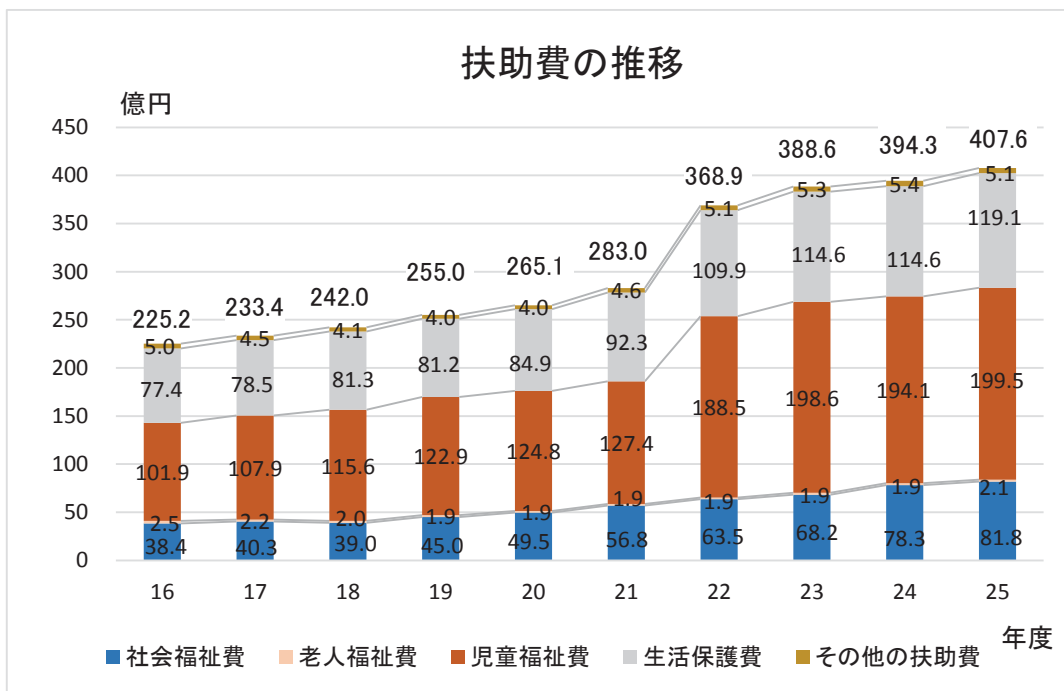
平成 25 年度の人件費の決算額は 229 億 1 千万円で、前年度と比較して 10 億 9 千万円増加しました。職員給（一般職員の給与・諸手当）は 145 億 3 千万円で、最も職員給の多かった平成 10 年度に比べ 39 億 2 千万円の減少となり、職員数についても平成 8 年度のピーク時に比べ、267 人の削減となっています。現在は、「町田市新 5 カ年計画」の中の行政経営改革プランにて改革項目として定数配分の適正化を掲げ、人的資源の最適化を図っています。



b. 扶助費

平成 25 年度の扶助費の決算額は 407 億 6 千万円で、前年度と比較して 13 億 3 千万円増加しました。これは、生活保護費や民間等保育所運営費などの増加によります。

扶助費は、社会保障制度の一環として様々な法律、条例に基づいて支出するため、容易に削減、圧縮することができない経費です。老人福祉費は、平成 12 年度に大部分が介護保険制度へ移行したため以前に比べて大きく減少しましたが、社会福祉費における障害者自立支援給付費や児童福祉費における民間等保育所運営費、生活保護費は年々増加傾向にあり、義務的経費が増加する一因となっています。

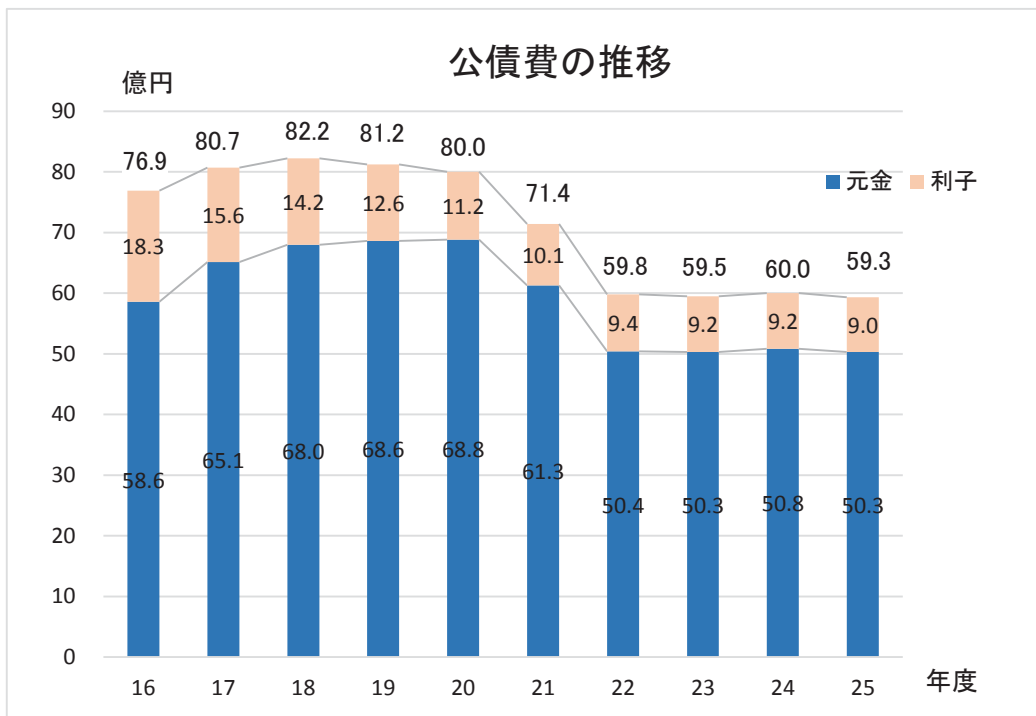


c. 公債費

平成 25 年度の公債費の決算額は 59 億 3 千万円で、前年度と比較すると 7 千万円減少しました。

公債費は、人件費、扶助費とは違い、過去に発生した債務の支払に要する経費です。そのため、借入れをする時点で将来の財政負担を十分検討する必要があります。

公債費を市民一人当たり換算し比較すると、町田市の公債費は多摩 26 市の中では一番低くなっています。

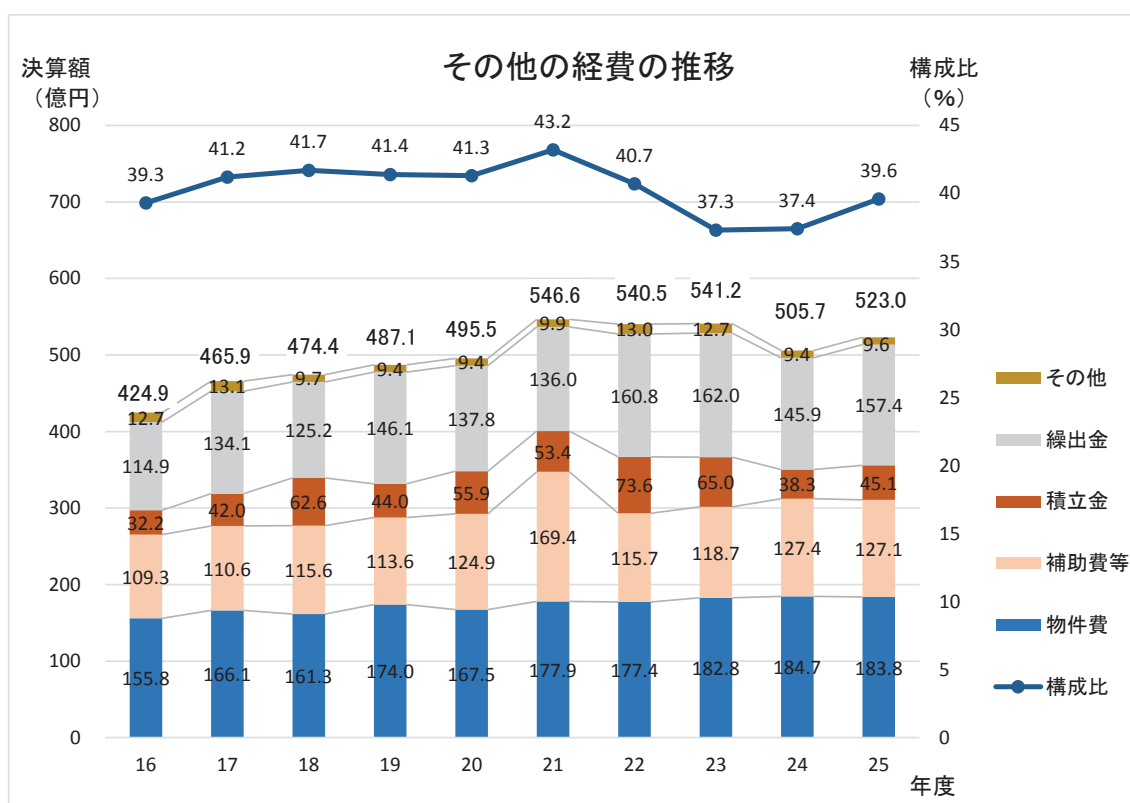


④その他の経費

平成 25 年度のその他の経費の決算額は 523 億円で、前年度と比較すると 17 億 3 千万円増加しました。また、その他の経費の歳出構成比は 39.6%となりました。

「その他の経費」とは、義務的経費、投資的経費に含まれない全ての経費で、物件費、補助費等、積立金、繰出金などがあります。

「その他の経費」の増減は臨時的要因に左右される面も大きいのですが、経常的にかかる経費については今後も見直しを行っていきたいと考えています。

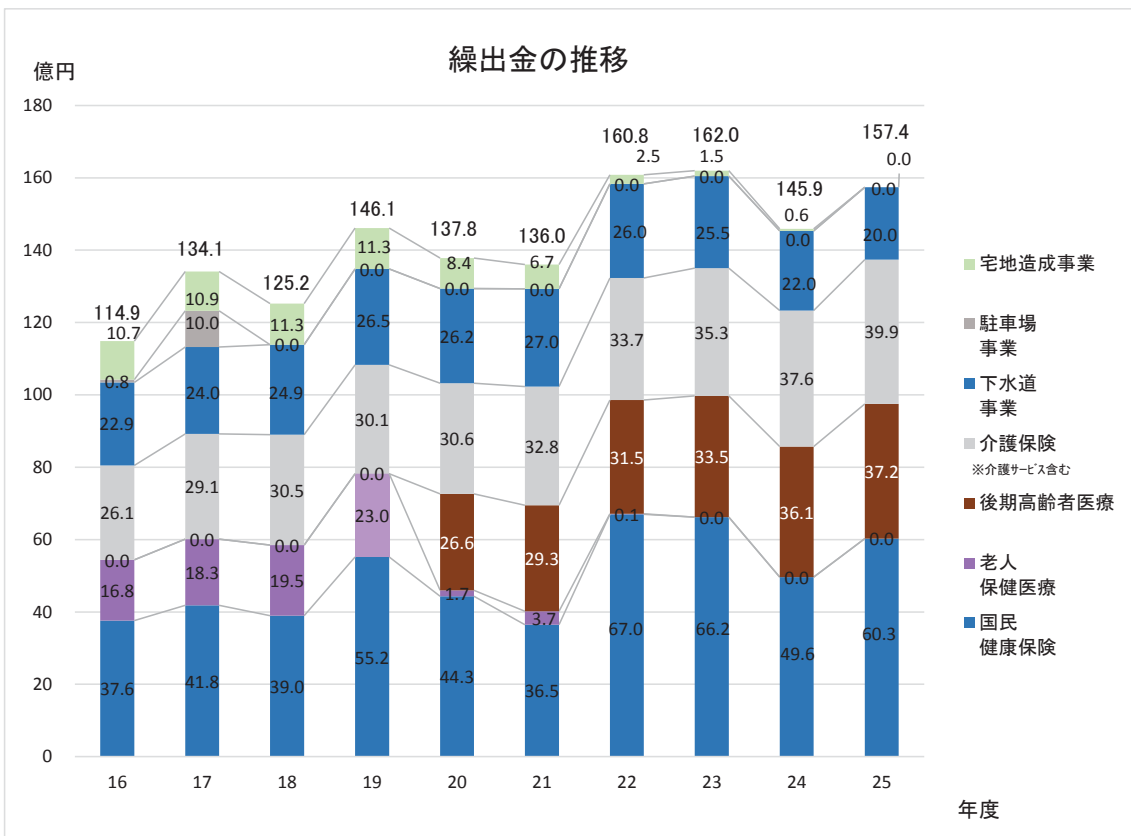


a. 繰出金

平成25年度の繰出金の決算額は157億4千万円で、前年度と比較すると11億5千万円増加しました。

繰出金とは、特別会計や基金へ支出する経費で、それぞれの特別会計ごとに繰り出しの基準が異なっています。例えば、国民健康保険事業会計や後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計では、法令により医療費等について国、都、市の負担割合が決められており、その市負担分について繰り出しを行います。しかし、国民健康保険事業の赤字補てんなどの財政負担が大きく、各特別会計の健全化が重要な課題となっています。

また、下水道事業会計の雨水に係る経費のように市で負担すべき経費について繰り出しを行う場合もあります。



※駐車場事業会計

平成 20 年 3 月 31 日付廃止

※老人保健医療事業会計

平成 23 年 3 月 31 日付廃止

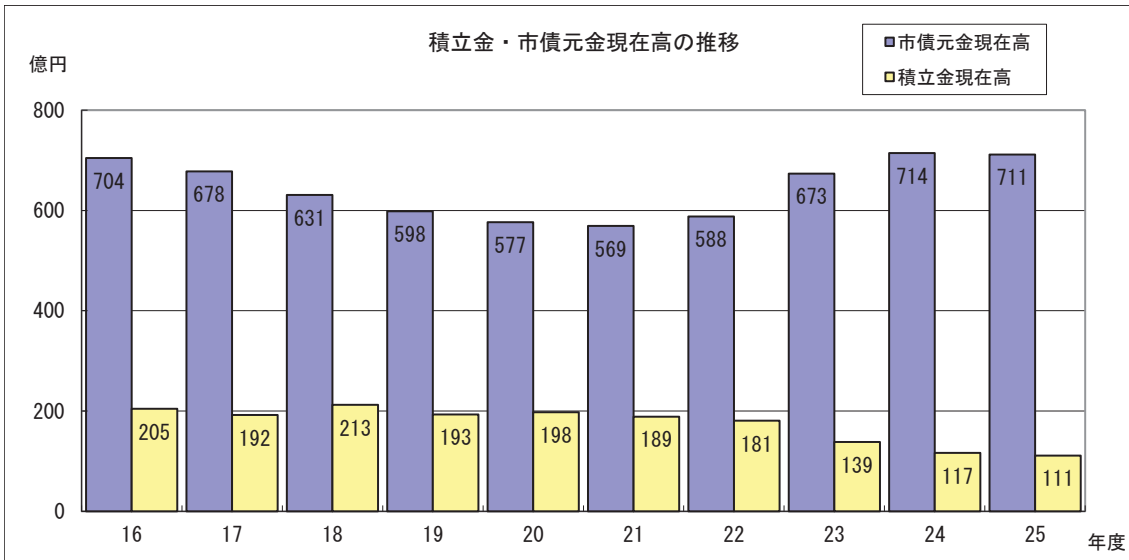
※宅地造成事業会計（忠生土地区画整理事業会計）

平成 25 年 3 月 31 日付廃止

4. 積立金・市債

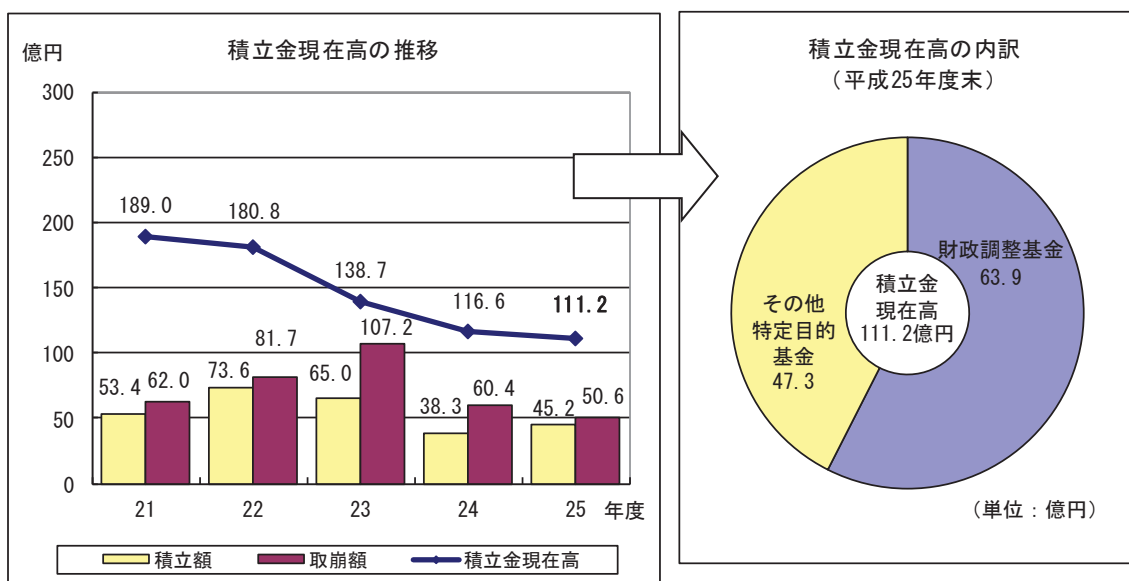
(1) 積立金と市債現在高の推移

市には、一般家庭でいう「貯金」にあたるものとして「積立金（基金）」、「ローン」にあたるものとして「市債」という制度があります。これらを効率的、効果的に活用することにより、安定的な行財政運営の推進に努めています。



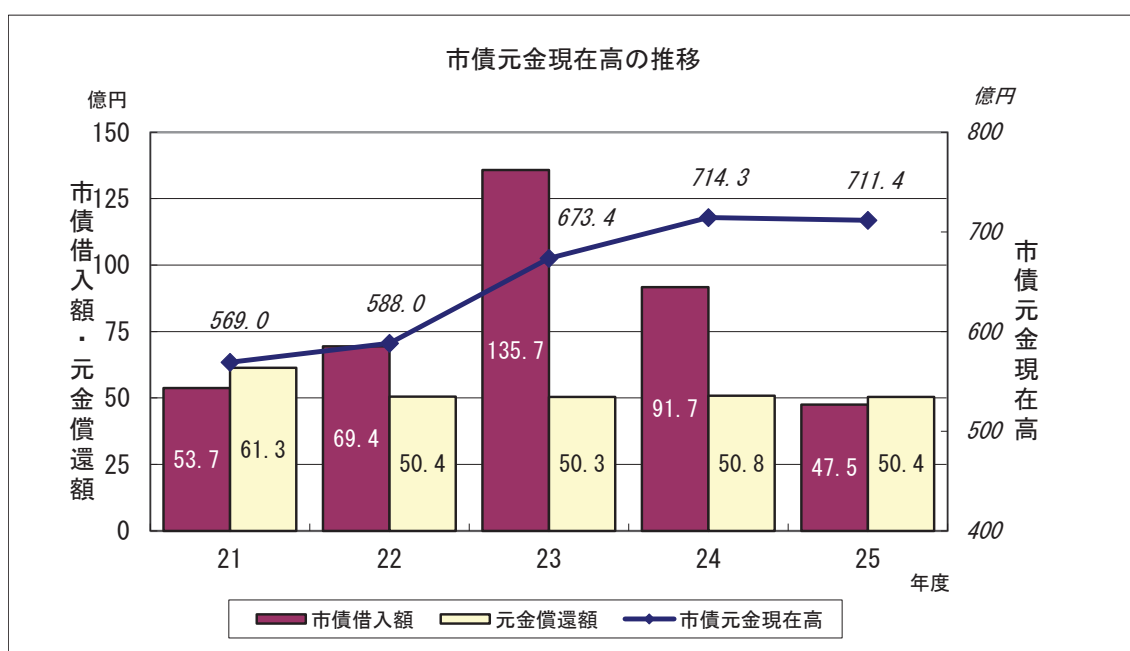
①積立金 <現在高 111 億 2 千万円（積立 45 億 2 千万円／取崩 50 億 6 千万円）>

「積立金」は、財政の弾力的な運営を図るため一定の水準を保つ必要があります。積立金現在高は、平成 10 年度をピーク（311.3 億円）に減少してきています。これは近年の厳しい財政状況において、財源不足に応じて積立金を取り崩していることを表しています。



②市債 <元金現在高 711 億 4 千万円（借入 47 億 5 千万円／元金償還 50 億 4 千万円）>

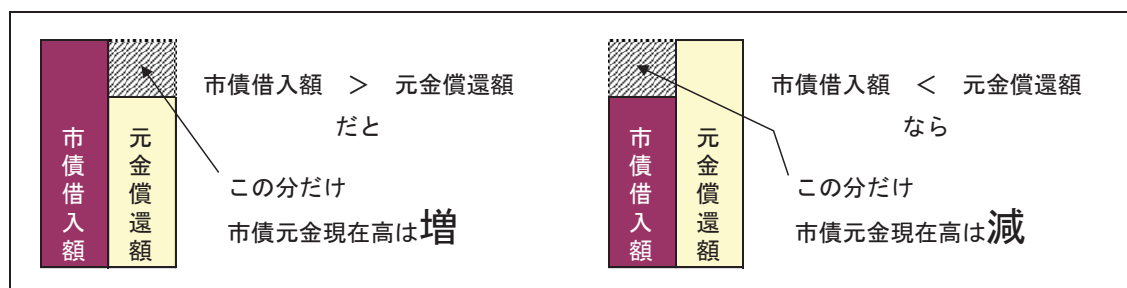
「市債」とは、大規模な公共施設建設などの財源として、国や金融機関から市が借り入れるもので、その返済が長期にわたるものをいいます。これらの事業を市債の借り入れなしに行えば、短期間に非常に大きな財政負担を負うことになります。また、市の財産となる土地や公共施設は長期にわたって利用できるため、現在の市民だけではなく将来の市民にもその経費を負担してもらうことが公平でもあるわけです。このように市債は、ある年度の過大な財政負担を軽減し、計画的な財政運営を行うための機能を持つだけでなく、税負担の公平性を確保するという側面も持っています。



平成 25 年度は、市債借入額 47 億 5 千万円に対して元金償還額 50 億 4 千万円で、年度末の元金現在高は 711 億 4 千万円となりました。

平成 25 年度は忠生市民センター建替事業や防災行政無線デジタル化事業などによる市債を借り入れましたが、元金償還額が市債借入額を上回り、市債の現在高が減少しました。

市債を計画的に借り入れることにより、将来負担の増大を招くことのないよう留意し、財政運営を行っていきます。



5. 財政指標

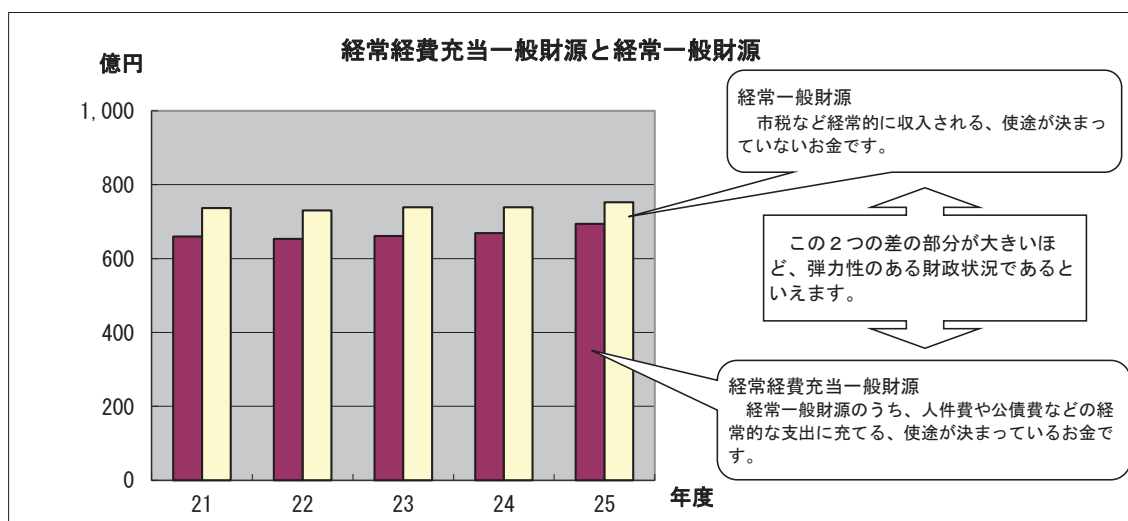
(1) 各財政指標の推移

① 経常収支比率

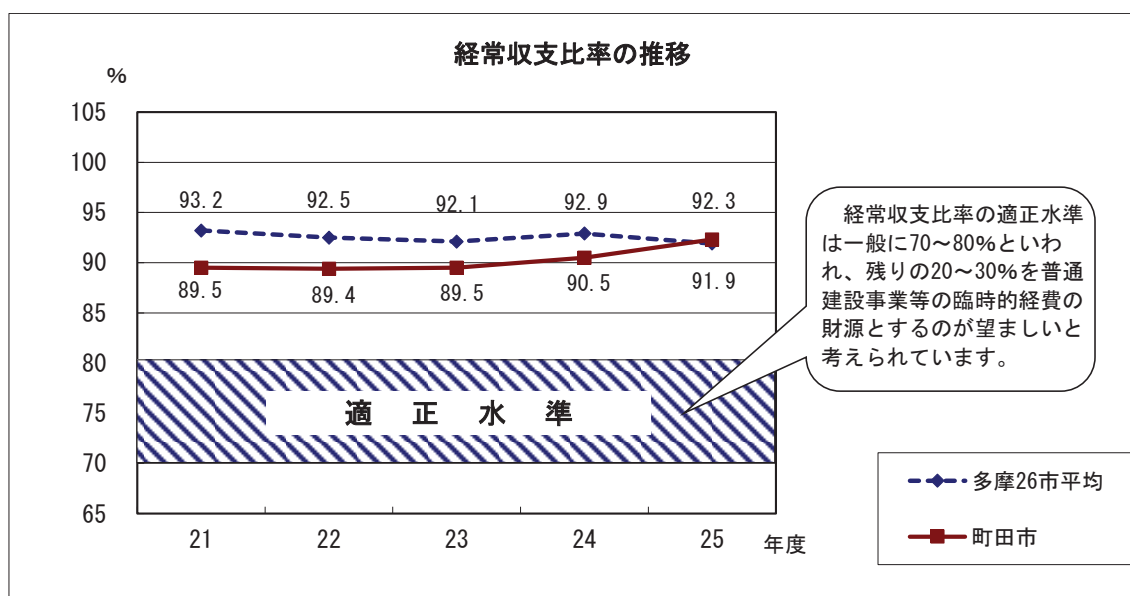
—財政構造の硬直化が依然続く—

<経常収支比率 92.3%、1.8ポイントの増加>

「経常収支比率」とは、市税など経常的に収入されるお金が、どの程度人件費や公債費などの経常的に支出しなくてはならないお金の充てられているかを表す数値です。したがって経常収支比率の指数が低いほど、いろいろな事業に使えるお金の余裕があり、逆に高ければ、財政構造の硬直化が進んでおり、今後の行政需要に柔軟に対応することができなくなります。

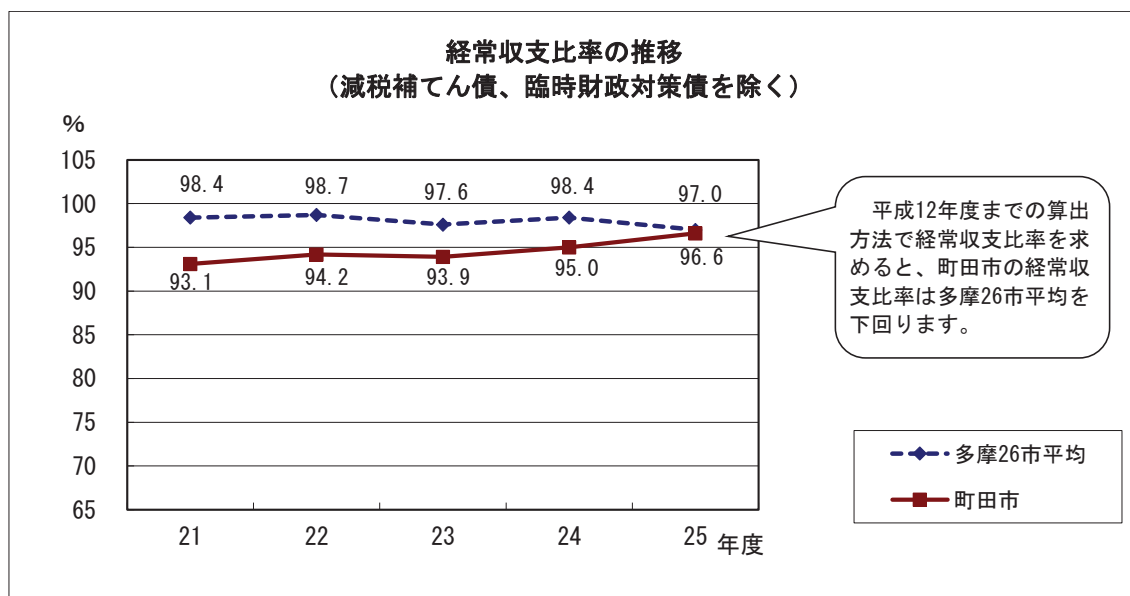


平成 25 年度の町田市の経常収支比率は 92.3%となり、前年度の 90.5%から 1.8 ポイント上回りました。これは、分母である市税等に増加が見られたものの、分子である扶助費や国民健康保険事業会計への経常的な繰出金が分母の増加を上回る伸び率で増加したことが主な要因です。



経常収支比率は、平成13年度から算出方法が変わりました。経常収支比率を計算するときの分母となる経常的に収入されるお金に、減税補てん債と臨時財政対策債の借入金を加えることになり分母が大きくなったことにより、各団体とも数値が下がりました。平成25年度では、町田市は経常的な支出の増加により、経常収支比率が多摩26市の平均を上回りました。

平成12年度までの算出方法である、減税補てん債、臨時財政対策債を除いた実質的な平成25年度の経常収支比率は96.6%と、前年度より1.6ポイント上がっています。



財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、景気の低迷により市税増収を大きくは期待できない一方で、生活保護費などの扶助費が年々増加している状況などから、依然厳しい状況が続いています。

将来に向けて、様々な市民要望に柔軟に対応していくためにも、市税増収に向けた徴収強化の取組に加え、さらなる経常経費の抑制、行政経営改革を継続する必要があります。

【経常収支比率】

(単位：%)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費や公債費などの経常的に支出しなくてはならないお金}}{\text{市税など経常的に収入されるお金} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

【減税補てん債】

平成11年度に実施された個人市民税所得割、法人市民税法人税割の恒久的減税による減収額を埋めるため、特例として認められている市債です。

【臨時財政対策債】

地方の財源不足を補てんするために、特例として認められている赤字補てん債です。

類似団体における平成 24 年度ランキング

～経常収支比率～

作成時点において他市の指標が公表されていないため、前年度数値にてランキングを作成しました。

町田市における平成 24 年度の経常収支比率は 90.5%で、類似団体 51 団体中 23 位ですが、平成 12 年度までの算出方法で求めた場合は 95.0%で 15 位にランクされます。

経常収支比率

| 順位 | 都道府県名 | 都市名 | (%) |
|----|-------|--------|------|
| 1 | 栃木県 | 小山市 | 83.3 |
| 2 | 千葉県 | 浦安市 | 83.8 |
| 3 | 福島県 | 福島市 | 84.4 |
| 4 | 茨城県 | ひたちなか市 | 84.7 |
| 5 | 千葉県 | 流山市 | 85.5 |
| 5 | 山口県 | 山口市 | 85.5 |
| 7 | 東京都 | 八王子市 | 85.9 |
| 7 | 長野県 | 上田市 | 85.9 |
| 9 | 東京都 | 府中市 | 88.6 |
| 9 | 宮崎県 | 都城市 | 88.6 |
| 11 | 北海道 | 苫小牧市 | 88.7 |
| 12 | 埼玉県 | 新座市 | 89.2 |
| 12 | 神奈川県 | 秦野市 | 89.2 |
| 12 | 富山県 | 高岡市 | 89.2 |
| 15 | 神奈川県 | 藤沢市 | 89.6 |
| 16 | 埼玉県 | 狭山市 | 89.7 |
| 17 | 千葉県 | 市原市 | 89.9 |
| 18 | 千葉県 | 松戸市 | 90.0 |
| 19 | 佐賀県 | 佐賀市 | 90.2 |
| 20 | 千葉県 | 習志野市 | 90.3 |
| 20 | 岐阜県 | 大垣市 | 90.3 |
| 22 | 沖縄県 | 那覇市 | 90.4 |
| 23 | 東京都 | 町田市 | 90.5 |
| 24 | 東京都 | 東村山市 | 90.8 |
| 25 | 三重県 | 松阪市 | 90.9 |
| 45 | 千葉県 | 八千代市 | 94.8 |
| 46 | 東京都 | 調布市 | 95.0 |
| 47 | 千葉県 | 市川市 | 95.6 |
| 48 | 大阪府 | 和泉市 | 95.8 |
| 49 | 兵庫県 | 伊丹市 | 96.9 |
| 50 | 北海道 | 釧路市 | 97.2 |
| 51 | 宮城県 | 石巻市 | 99.6 |

経常収支比率

(減税補てん債・臨時財政対策債を除く)

| 順位 | 都道府県名 | 都市名 | (%) |
|----|-------|--------|-------|
| 1 | 千葉県 | 浦安市 | 83.8 |
| 2 | 栃木県 | 小山市 | 89.8 |
| 3 | 東京都 | 府中市 | 89.9 |
| 4 | 千葉県 | 市原市 | 91.2 |
| 5 | 東京都 | 八王子市 | 91.4 |
| 6 | 神奈川県 | 藤沢市 | 91.8 |
| 7 | 千葉県 | 流山市 | 92.9 |
| 8 | 茨城県 | ひたちなか市 | 93.0 |
| 9 | 山口県 | 山口市 | 93.1 |
| 10 | 福島県 | 福島市 | 93.2 |
| 11 | 長野県 | 上田市 | 93.3 |
| 12 | 東京都 | 立川市 | 93.7 |
| 13 | 三重県 | 松阪市 | 94.1 |
| 14 | 東京都 | 三鷹市 | 94.9 |
| 15 | 東京都 | 町田市 | 95.0 |
| 16 | 宮崎県 | 都城市 | 95.1 |
| 17 | 東京都 | 日野市 | 95.6 |
| 18 | 神奈川県 | 秦野市 | 96.1 |
| 19 | 東京都 | 調布市 | 96.4 |
| 20 | 岐阜県 | 大垣市 | 96.7 |
| 21 | 千葉県 | 市川市 | 97.1 |
| 22 | 北海道 | 苫小牧市 | 97.5 |
| 23 | 埼玉県 | 新座市 | 97.8 |
| 23 | 佐賀県 | 佐賀市 | 97.8 |
| 25 | 千葉県 | 松戸市 | 97.9 |
| 45 | 山口県 | 宇部市 | 102.3 |
| 46 | 千葉県 | 八千代市 | 103.0 |
| 47 | 京都府 | 宇治市 | 103.5 |
| 48 | 北海道 | 釧路市 | 104.5 |
| 49 | 大阪府 | 和泉市 | 105.1 |
| 50 | 兵庫県 | 伊丹市 | 106.8 |
| 51 | 宮城県 | 石巻市 | 107.9 |

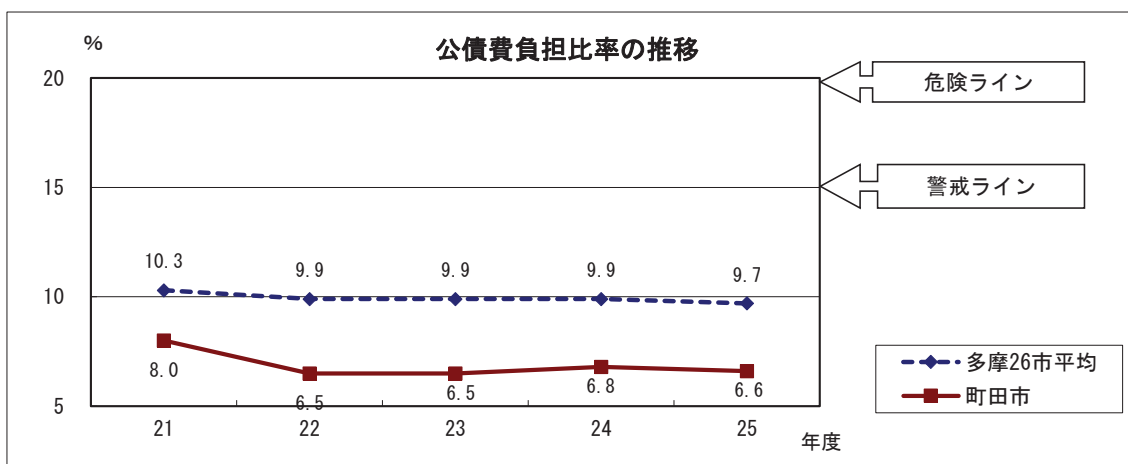
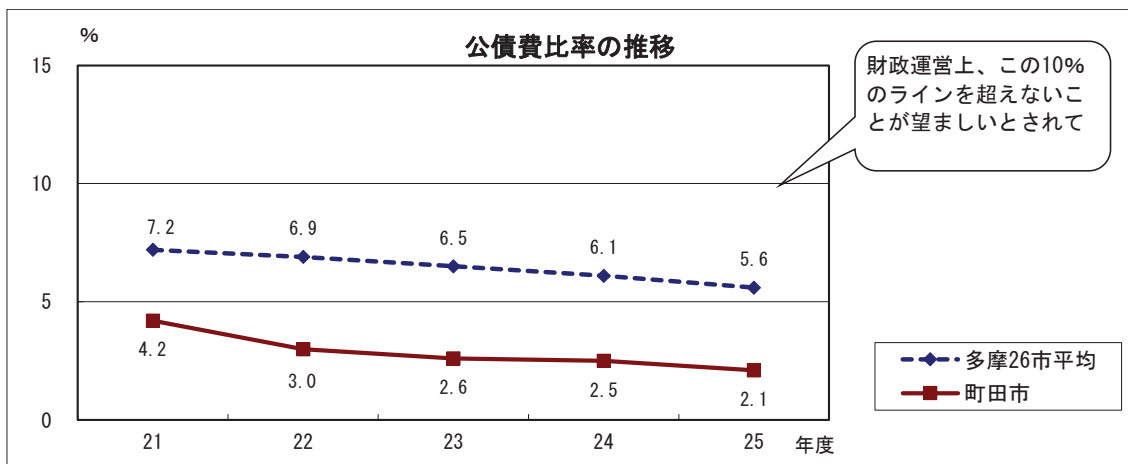
【類似団体】

市町村の態様（規模や性質など）を分類する「類型」が同じ団体のことをいいます。類型は、国勢調査による「人口」と「産業構造」の2要素の組み合わせによって設定されます。

町田市の場合、人口15万人以上、第Ⅱ次、第Ⅲ次産業就業人口合わせて95%未満かつ第Ⅲ次産業就業人口55%以上で、Ⅳ－1に分類されます。

② 公債費比率 一市財政に占める公債費の割合は、適正水準内で推移—
 公債費負担比率 <公債費比率 2.1% 公債費負担比率 6.6%>

市債の償還に要する経費を公債費といいます。この公債費の市財政に占める割合が、適正であるかどうかを判断する指標として「公債費比率」と「公債費負担比率」があります。これらの比率が高いほど、毎年度必ず返済しなくてはならない借金の割合が多いことを意味し、財政運営の硬直性の高まりを示します。



町田市における平成 25 年度の公債費比率は 2.1%となり、前年度と比較して 0.4 ポイント下がりました。また、公債費負担比率は前年度と比較して 0.2 ポイント下がりました。ともに適正水準内にあり、多摩 26 市平均と比較すると低い比率となっています。

【公債費比率・公債費負担比率】 (単位：%)

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費に使われた一般財源}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費に使われた一般財源}}{\text{市税など経常的に収入されるお金}}$$

【標準財政規模】

地方公共団体の一般財源ベースでの標準的な財政規模を示すものです。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税等} + \text{普通交付税}$$

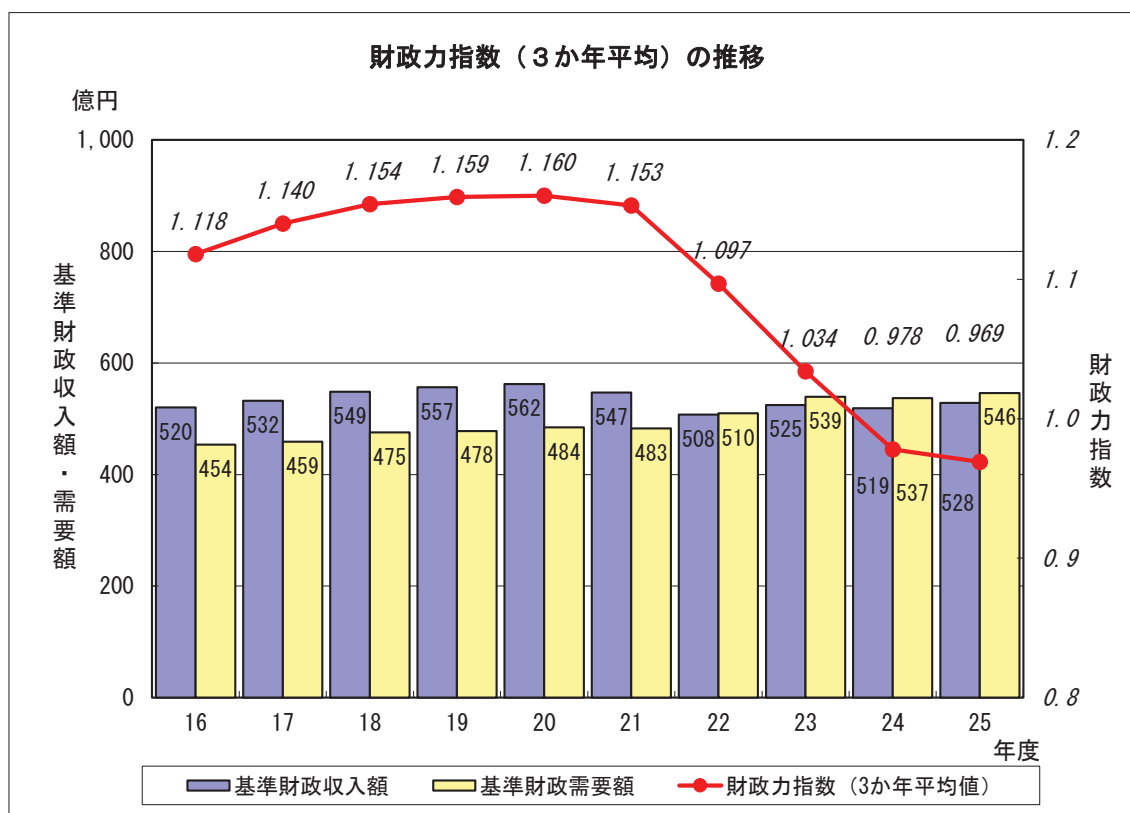
③財政力指数

—平成22年度から普通交付税交付団体—

〈財政力指数 3か年平均 0.969、単年度 0.967〉

「財政力指数」とは、一般に、地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標とされるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3か年の平均値をいうものです。

この指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、単年度で1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、地方公共団体は地方交付税算定上の収入超過団体となり普通交付税は交付されません。ただし、あくまでも理論上の数値なので、必ずしも財政状況の実情を示しているとは限りません。



町田市における平成25年度の財政力指数は0.969でした。これは「収入が必要経費の0.969倍である」ということを意味しています。

平成23年度までの直近3か年平均では財政力指数は1を上回っていましたが、平成22年度以降は単年度での財政力指数は1を下回っており、平成25年度は平成24年度から引き続き3か年平均でも1を下回りました。

平成25年度単年度で見ると基準財政収入額が基準財政需要額を下回り0.967でした。このことにより、普通交付税の交付団体となっています。固定資産税の増収などにより基準財政収入額は前年度に比べ増加していますが、一方で、保健衛生費や社会福祉費などの伸びにより基準財政需要額も前年度に比べ増加したことが主な要因です。

類似団体における平成 24 年度ランキング

～財政力指数（3 か年平均）～

平成 24 年度の数値で、財政力指数の類似団体におけるランキングを作成しました。

町田市は、類似団体 51 団体中 9 位にランクされています。なお、普通交付税不交付団体は 51 団体中 6 団体でした。

| 順位 | 都道府県名 | 都市名 | 指数 | 普通交付税 交付 |
|-------|-------|--------|------|-------------|
| 1 | 千葉県 | 浦安市 | 1.49 | 不交付 |
| 2 | 東京都 | 調布市 | 1.19 | 不交付 |
| 3 | 東京都 | 府中市 | 1.13 | 不交付 |
| 4 | 東京都 | 立川市 | 1.09 | 不交付 |
| 5 | 東京都 | 三鷹市 | 1.08 | 不交付 |
| 6 | 千葉県 | 市川市 | 1.03 | 交付 |
| 7 | 千葉県 | 市原市 | 1.02 | 不交付 |
| 8 | 神奈川県 | 藤沢市 | 1.00 | 交付 |
| 9 | 東京都 | 町田市 | 0.98 | 交付 |
| 10 | 東京都 | 小平市 | 0.94 | 交付 |
| 10 | 東京都 | 日野市 | 0.94 | 交付 |
| 12 | 栃木県 | 小山市 | 0.93 | 交付 |
| 13 | 千葉県 | 八千代市 | 0.92 | 交付 |
| 13 | 東京都 | 八王子市 | 0.92 | 交付 |
| 15 | 茨城県 | ひたちなか市 | 0.91 | 交付 |
| 15 | 千葉県 | 佐倉市 | 0.91 | 交付 |
| 17 | 埼玉県 | 狭山市 | 0.90 | 交付 |
| 17 | 埼玉県 | 上尾市 | 0.90 | 交付 |
| 17 | 神奈川県 | 秦野市 | 0.90 | 交付 |
| ~~~~~ | | | | |
| 41 | 山口県 | 山口市 | 0.65 | 交付 |
| 42 | 三重県 | 松阪市 | 0.63 | 交付 |
| 42 | 佐賀県 | 佐賀市 | 0.63 | 交付 |
| 44 | 長野県 | 上田市 | 0.58 | 交付 |
| 44 | 愛媛県 | 今治市 | 0.58 | 交付 |
| 46 | 北海道 | 帯広市 | 0.54 | 交付 |
| 47 | 島根県 | 出雲市 | 0.48 | 交付 |
| 47 | 宮崎県 | 都城市 | 0.48 | 交付 |
| 49 | 宮城県 | 石巻市 | 0.47 | 交付 |
| 50 | 青森県 | 弘前市 | 0.45 | 交付 |
| 51 | 北海道 | 釧路市 | 0.44 | 交付 |

【普通交付税】

各地方公共団体の財源の不均衡を調整し、住民が標準的なサービスを受けられるよう、国が一定の基準により国税の一部を地方公共団体に配分するものです。

【基準財政需要額】

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うために必要となる経費を、一定の方法により算出した額です。

【基準財政収入額】

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を、一定の方法により算出した額です。